

令和2年6月12日（金） 場所 委員会室

○出席委員

委員長	遠藤 直弘	委員	小口 俊明
副委員長	住友 珠美	〃	藤江 竜三
委員	石井 伸之	〃	稗田美菜子
〃	古濱 薫		

○委員外議員

議員	上村 和子
----	-------

○委員外出席者

陳情者	野口 勝男	陳情者	酒井 幸子
〃	間瀬英一郎		

○出席説明員

市長	永見 理夫	生活環境部長	黒澤 重徳
教育長	是松 昭一	(兼) 防災安全担当部長	
		都市農業振興担当課長	堀江 祥生
		(兼) 農業委員会事務局長	
政策経営部長	宮崎 宏一		
市長室長	吉田 徳史		
秘書広報担当課長	尾崎 清美	教育次長	橋本 祐幸
政策経営課長	簗島 紀章	教育施設担当課長	古川 拓朗
		(兼) 政策経営部資産活用担当課長	
行政管理部長	藤崎 秀明	教育指導支援課長	市川 晃司
職員課長	平 康浩	指導担当課長	荒西 岳広
防災安全課長	古沢 一憲	市立学校給食センター所長	土方 勇
		くにたち中央図書館長	氏原 恵美
健康福祉部長	大川 潤一		
福祉総務課長	伊形研一郎	選挙管理委員会事務局長	玉江 幸裕
(兼) 都市整備部福祉交通担当課長			
しょうがいしゃ支援課長	関 知介	オンブズマン事務局長	佐伯 真
健康づくり担当課長	橋本 和美		

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	波多野敏一

◇

○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 陳情第5号 市長・副市長・議員の給与・賞与削減に関する陳情
- (2) 陳情第6号 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の改定に関する陳情
- (3) 陳情第8号 国立市小中学校給食の更なる充実に向けての陳情
- (4) 第41号議案 令和2年度国立市一般会計補正予算（第5号）案  
（歳入のうち所管する部分、総務費、消防費、教育費）

2. 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
陳 情 第 5 号	市長・副市長・議員の給与・賞与削減に関する陳情	2.6.12 不 採 択
陳 情 第 6 号	女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の改定に関する陳情	2.6.12 採 択
陳 情 第 8 号	国立市小中学校給食の更なる充実に向けての陳情	2.6.12 不 採 択
第 4 1 号 議 案	令和2年度国立市一般会計補正予算（第5号）案 （歳入のうち所管する部分、総務費、消防費、教育費）	2.6.12 原 案 可 決

午前10時開議

○【遠藤直弘委員長】 おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開きます。

議題に入ります前に、去る4月1日付の人事異動に伴い、出席説明員に異動がありましたので、御紹介をお願いいたします。

市長部局よりお願いいたします。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 おはようございます。

それでは、市長部局の出席説明員について紹介させていただきます。

最初に、オンブズマン事務局でございます。オンブズマン事務局長、佐伯真でございます。

次に、政策経営部でございます。秘書広報担当課長、尾崎清美でございます。政策経営課長、寰島紀章でございます。

次に、健康福祉部でございます。福祉総務課長、伊形研一郎でございます。しょうがいしゃ支援課長、関知介でございます。

次に、都市整備部でございます。健康福祉部福祉総務課長と兼任となりますが、福祉交通担当課長、伊形研一郎でございます。都市農業振興担当課長、堀江祥生でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 続いて、教育委員会について御紹介をお願いいたします。教育次長。

○【橋本教育次長】 改めまして、おはようございます。それでは、教育委員会の新たな出席説明員を御紹介申し上げます。まず初めに、教育指導支援課長、市川晃司でございます。続きまして、くにたち中央図書館長、氏原恵美でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 以上で説明員の紹介を終わります。

ここで、出席説明員の移動がありますので、暫時休憩といたします。

午前10時2分休憩



午前10時2分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

本日の委員会につきましては、これまでの会派会議の協議を受け、議会として新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、出席説明員の委員会室への入退室については、休憩時間以外にも行うことを認めておりますので、御了承ください。

委員の皆様におかれましては、第41号議案の質疑の通告を行い、質疑時間を10分程度とすることなどの配慮を既に行っていただいております。ありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況についての報告事項の質疑時間を10分程度とすることも会派会議で確認されておりますが、他の付託事件につきましても端的な質疑を行っていただき、出席説明員の皆様におかれましては簡潔明瞭な答弁に努めていただくよう、よろしくお願いいたします。



議題(1) 陳情第5号 市長・副市長・議員の給与・賞与削減に関する陳情

○【遠藤直弘委員長】 それでは、議題に入ります。

陳情第5号、市長・副市長・議員の給与・賞与削減に関する陳情を議題といたします。

陳情者から趣旨説明を行いたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。なお、趣旨説明は簡潔をお願いいたします。

○【野口勝男陳情者】 おはようございます。私、中1丁目に住んでおります、野口勝男と言います。本日はこのような貴重なお時間を頂きましたことを、まずもって御礼を申し上げます。

既に皆さん御存じのとおり、日本はスペイン風邪以来、100年に1回の大災害に見舞われております。多くの国民の皆さん、もちろん国立市の皆さんも多くの方が生活に困窮をしております。学生さんは親からの仕送りが少なくなり、アルバイトもなくなり、また、多くの勤労者は、派遣社員等は会社を解雇され、明日の生活に困っている人も大勢おります。また、マイホームを買い求めたけれども、夏のボーナスが本当にスズメの涙しか出ないので、返済に困っているという方もおります。

どうかこういうときには市民とともに苦楽を共にする、そういうお気持ちを持っていただいて、私は市長さんと副市長さんですか、12月31日まで給与並びに賞与の30%カット、そして、議員の先生方の皆さんにも給与と賞与の20%カット、これを提案させていただいた次第でございます。以上でございます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 本日は大変、こちらに御足労いただきましてありがとうございます。また、貴重な陳情を出していただきまして、本当にありがとうございました。

本当に今、陳情者さんがおっしゃったようにコロナ禍の下、大変な生活をされているということ、報道などで耳にもいたします。

まずは、陳情者さんが、この陳情を出すに至ったお気持ち、率直にお話しいただけたらと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○【野口勝男陳情者】 要は、私どものささやかなと言いますか、提案により、お一人でも多くの皆様の御賛同をいただければ、それは本当に多くの国立の市民の皆さんから、市長さんはじめ、議会はずばらしいなど、そのような評価をいただけるのではないかと思います。どうか皆さん、これはもう100年に1回の大災害ですので、100年に1回の我慢だと思って、どうか皆さん、お痛みを感じていただければと思ひまして、切にお願いする次第でございます。

○【古濱薫委員】 陳情者様におかれましては、今回、貴重なお声をありがとうございました。

陳情の趣旨の中に多くの市民が困窮しているとうございました。私のところにも多くの苦しい声が届いております。非正規雇用の女性からは、職場から自宅待機を命じられたため収入が減ったと。また、自宅で学習を教えている女性、こちらは、この状況ですから対面でのレッスン、これを取りやめて収入はゼロになったと、そんな方々が小さな子供たちも抱えながら収入減、また、非正規雇用であるがゆえ待機のまま、このまま解雇もされてしまうのではないかと、生きた心地もしないというお声も頂いております。

もし陳情者様の身の回りで実際に見聞きした、困った状況の方の何か実情を御存じでしたら、差し支えない範囲で教えていただけますでしょうか。

○【野口勝男陳情者】 そういったものは、特定の方のお名前というのは、これはプライバシーがありますので、私は申し上げることはできません。

実は、私は練馬区で60年間生活してきまして、国立には今年の9月4日からお世話になっております。練馬区でそれまで会社経営をやってまいりまして、今は中1丁目で年金生活をやっているわけな

んですけれども、多くの市民の方からそういう声を頂いているんです。私個人は特定の政党に属しているとか、特定の宗教団体に属しているとか、そういうことは一切、私はありませんので、国立に来て、練馬の人口は約70万人ぐらいなんです。それから見れば国立は7万五、六千人ですか。

ですから、市とは名前がついていますが、町レベルと言ったら失礼ですが、こういう小さなまちでしたら、余計に私はできるんじゃないかと思うんです。これは市民の皆さんのお考え一つで、よし、自分たちも100年に1回だから我慢しよう、自分たちはそれなりのお給料を頂いているから、明日の生活に困るわけではないから、半年間はじゃあ、我慢しよう、そういうお気持ちを持っていただきたい、その一念だけなんです。

○【稗田美菜子委員】 陳情の提出、本当にありがとうございます。椅子におかけになって聞いてくださって結構です。

この陳情、私自身にも困窮の声だとか大変な声は確かに届いております。そういうのを耳にするたびに、どういうことが私1人の人間ではなくて議員としてできるんだろうと、本当にこの期間一生懸命考えてきました。

その中で、2点だけお伺いしたいんですけれども、まず、陳情事項の中に市長・副市長は給与・賞与は30%カット、議員は20%カットと書いてあります。この30%と20%というのは何か根拠がおりなのか、何かを基にされているのか、まず、1つ目、お伺いいたします。

○【野口勝男陳情者】 改めて具体的に根拠というのは、正直言ってありません。

漠然とした話かも分かりませんが、市長さんは年間一千数百万円お給料を頂いているわけですよ。市議の皆さんも七、八百万ですか、お給料を頂いていると思うんです。ですから、そのぐらいがカットの限度と言いますか、まさか給料の70%カットとかそんなばかなことを言っているのではありませんし、漠然とした数字かも分かりませんが、このぐらいのカットならば、市議の皆さんにも御納得いただけるのではないかと、そういうことなんです。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。陳情事項の中に期限が明確に書かれております。12月末日までと期限が書かれております。これも何か目安があったのかどうだったのか、お伺いいたします。

○【野口勝男陳情者】 1つの目安と言いますか、半年ぐらい皆さんに我慢していただければ、市民の皆さんも納得していただけるんじゃないかと。ですから、あくまでも何割カットというものにしても、12月までのカットにしても、皆さんが、いや、12月まではきついから3か月なら、3か月ぐらいカットする分には私たちも同意しようじゃないかと。それはそれでお考えですから、それはそれで私は採決されれば、当然民主主義の世の中ですからそれはそれでいいと思います。私が決めるわけではありません。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。私は以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 当局に対して1点だけ伺います。当局として、専決ではなくて議案を提出、上程して議決を得るという意味をどのようにお考えなのか、できたら一緒にお伺いいたします。

○【永見市長】 この陳情に関する議案ということですか。

○【稗田美菜子委員】 そうではなくて、一般的にです。一般的に専決をするということではなくて、

一つの何かを決めることにおいて、決定することにおいて、行政で事務を決定することにおいて、そのプロセスの中で議会の議決を得るということを、当局として、市長部局としてどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

○【永見市長】 一般論で申し上げます。様々な局面がありますから、議会に議案を提案するときの考え方というのは議案の質によって当然違っていて、ある規範性を団体の意思として確定をしていたきたいというときには議会の議決を求めるということがございます。

一般的にはそういう趣旨で、条例をつくるということは、規範とは団体の意思、団体の考え方、国立市の考え方の意思決定機関は議会でございますから、考え方を長としてこれが正しいのではないかとこのものを御提案して、団体の意思として確定させるために議会に御議決をお願いするのは一般的だろうと思っております。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 今回、貴重な陳情を本当にありがとうございました。

中国武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、世界中の人々の生活を止め、経済活動を止め、パンデミックを引き起こしました。今、三密を避けながら生活をせざるを得ない中、新聞報道などでも生活に困窮する方が出てきていると報道もありますし、私もこの間、手前みそであります、何人かの方を市役所につないでまいりました。みんなでこの危機を脱するために協力し合うことは重要ですし、何とかしてほしい、この思いを込めた陳情、理解するところであります。

一方、地方議会の議員の職務遂行に対する対価として支給されているのが議員報酬です。これは自治体ごとに条例で定められております。陳情の削減割合について、今、具体的理由が曖昧であることと、自治体財政の関係、実態を多面的、総合的に判断する必要があると考えます。私たち議員は今後も市民に寄り添い、何ができるのか、全員で一丸となって検討していきたいと考えております。

以上を述べまして、本陳情には不採択とさせていただきます。

○【稗田美菜子委員】 本陳情には不採択の立場で討論させていただきます。

陳情提出につきましては、本当にありがとうございました。陳情を出すということだけでもとても大変なことだと思いますし、それをお出しになられたということは、本当にそれだけ切実な訴えと私自身も受け止めております。

新型コロナウイルスについては、全世界中に甚大な被害を及ぼしております。死者数をはじめ、それだけではなく、失業率などは本当にリーマンショックを超えるとも言われて、全世界に大きな大きな影響を出しているのは私自身も感じているところでございます。

そういった支援を必要とされる方々が急増してしまった今だからこそ、先ほど陳情者がおっしゃってくださったように、市民の痛みをしっかりと行政に伝えたり、共にするためにこそ議会が機能しなければいけないと私は判断をいたしました。行政と議会がしっかりと連携して、しっかりと機能して迅速な事業展開につなげていかなければ、救えるものも救えないと思いますし、困窮はますます進んでいくと思います。

その一方で、この陳情は、私個人としては議員がしっかりと仕事をしていないのではないかとこの厳しい御指摘でもあるのではないかと私自身は受け止めました。その厳しい御指摘をしっかりと受け止めて、これまで様々な活動をしていたとしても、見えてこなかった議会ということをきちんと見え

る化しなければいけないと、私自身は思いました。

国立市においては、コロナに負けずに一人一人が安心して生活をしていけるように、行政に対して議会がしっかりと機能し、迅速で有効な事業を展開していく必要があると考えますので、本陳情の12月末日まで市長・副市長は給与・賞与を30%カット、議員は20%カットを求めるといった陳情については、不採択とさせていただきます。

○【藤江竜三委員】 この陳情には、不採択の立場で討論させていただきます。

議員報酬を決めるに当たっては、議会基本条例で様々な形で市民の声を聴くことを求められております。すなわち、この陳情のみでなかなか議員報酬をいじるとするのは、議会基本条例の理念からもそれはできないという考えを持っております。

また、どこかが苦しいからほかの人も一緒に苦しむだろうという考え方は、従来の日本人的な考え方としてはよくあることなんですけど、ただ、それをやっていると日本全体の経済はよくなるというところもございまして、世界の経済もそうですけれども、どこかが苦しいからこっちは一緒に我慢しようというのは、全体が苦しんでいくだけで負のスパイラルになってしまいます。そういったことを避けていくためにも、単純に給与や給料を下げるとほかのところには言うことは簡単にできますけれども、それを本当に実行していいのかということは、全体的な動向をしっかりと見極める中で考えなくてはなりません。

そういった意味からも、この陳情は不採択といたします。

○【小口俊明委員】 陳情者におかれましては、国立市議会に声を上げてくださりまして大変にありがとうございます。

私の考えを申し上げたいと思います。

新型コロナウイルスというこれまで経験したことがない新たな脅威に直面をいたしまして、全ての市民は健康面及び経済面で深刻な影響を受けております。市民が受けている影響は人それぞれで、例えば、個人商店の売上げを考えてみた場合、前年比で半減したところもあれば、あるいは、自粛要請で店を閉じ、売上げゼロとなったところもあるかと思っております。また、別の事例を考えてみますと、例えば、年金生活の方の場合、新型コロナウイルスによる直接の年金額の減少はないものの、日用品が手に入りにくくなるなど少なからず影響を受けているものと思っております。ましてや健康面での影響は大きく、毎日の手洗い、うがいははじめとして、こうした感染予防を続ける中でウイルスに感染することなく過ごしている人も多いことと思っております。全ての市民が自らの努力を重ねてもなお、また何らの落ち度もないにもかかわらず、このような大きな影響を受けていることに対しましては、公が支援をしていく以外にない、このように思います。

一方、議員や市長を含む公務員は報酬、給与は一定で、新型コロナウイルスの影響を受けません。しかしながら、業務においては市民の安心安全を守るために、日常業務以外に今般の新型ウイルス対応という、これまでにない困難な業務に対応をしてきております。苦しみの共有とは大変な状況にある市民を支えていくことだと思っております。新型コロナウイルスでの影響で苦しんでいる市民に対し、私たち市議会議員と国立市行政ができることは、一日も早く市民が新たな日常を取り戻していくことができるよう声を聴き、支援をしていくことである、このように考えます。

以上の観点から、本陳情は不採択といたします。

○【古濱薫委員】 このたびは貴重なお声、ありがとうございました。

陳情第5号、こちらには不採択の立場で討論いたします。

今回のコロナ禍において、私たち、ひいては市民の方たち、また、全世界みんなが苦しんだものでした。感染症そのものによる死者、感染者の発生という苦しみはもちろん、感染拡大を防ぐための社会的な取組、それへの協力、会社、学校、各機関活動縮小を余儀なくされるものであり、人と人との接触を下げていかなければならないという人間らしい暮らしそのものを奪われ、変えなければならぬ状況は何と生きにくい状況かと、そんな世界がやってきたのかと、本当に暗雲たる思いでした。

今回のコロナ禍、陳情者様もおっしゃっていたように、よくスペイン風邪と比べられ、100年に1回の大危機だと言われておりますが、一方で、この間、日本はバブルの崩壊や災害やリーマンショックであったり、日本社会は常に危機と共にあったと言っても過言ではないような状況でした。こうした危機的状況になるたびに、もともと苦しい状況の人からさらに苦しくなっていくのだとつくづく思います。

私自身は1997年に社会に出ました。就職氷河期と言われる初めのほうの世代です。就職先がなかなか見つからず、男子学生のほうはまだ内定が決まっていたのに、女子は就職できるかどうか、できたとしても非正規であったり、派遣社員として食いつないでいたり、99年頃には大企業のリストラも相次ぎ、依願退職などと退職を迫られるような状況も周りにはよく見ました。

翻って今、市では支援を受けていた独り親世帯の方への給付金の支給であったり、就学支援を受けていた世帯への給食費相当額の支給の検討など、様々な策を講じております。もちろんこれで足りる、終わるものではないと、まだまだ追加の支援策の必要性は私たちも理解しております。私どもの役目は市民のお声を行政に伝え、必要な施策を提案し、実現させていくことです。今回のコロナ禍により、なお一層、議員として市民の方のお気持ちに寄り添い、声をすくい上げ、長期的な状況を見据え、一時的な措置に走ることなく、しっかり活動することを改めて強く自分に銘じるところです。

このたびは、身の引き締まる機会を与えてくださったことに感謝申し上げます、不採択の討論といたします。

○【石井伸之委員】 陳情者におかれましては、現在の状況、また、こういった中で議員の報酬について考えさせられる、大変貴重な陳情を頂きまして、心より感謝を申し上げます。

それでは、本陳情に対しては、不採択の立場で討論をいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する夜間営業時間制限やステイホームといった取組によって、飲食店をはじめとする各種店舗が経済的に大きな打撃を受けたことは間違いありません。本文中にある市民の苦しみを共有するという点は、そのとおりにかと思えます。しかし、その結果が12月末までの市長・副市長・議員の給与・報酬等のカットという結果につなげることが本当に正しいことなのか疑問に思います。

藤江委員も先ほど触れられていたとおり、国立市議会では平成26年及び平成30年に議会へ報告された議会改革特別委員会において、議員の報酬、期末手当、政務活動費、議員定数を丁寧に議論いたしました。その中で、議員の身分に関する点は丁寧な協議を行うことが議会基本条例において、以下のように明記をされております。第26条において、議員報酬は市民の負託に応える議員活動の対価であることを基本とし、別に条例で定める。第2項、議会は議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を総合的に考慮し、その理由を明確にする。第3項、議会は前項の改定に当たっては、第5条第2項各号に規定する方法を事案に応じて十分に活用する。このように記載されております。

丁寧な協議を行った結果、平成30年第4回定例会最終本会議において、議員定数を1名削減する条

例案を可決し、年間1,000万円余りの議会費削減に向けて努力をしております。また、本文中にある市民の苦しみを共有するからこそ、永見市長をはじめとする市長部局と国立市議会は、一致連携する中で様々な取組を実施してきました。

市民の皆様1人当たり10万円を給付する特別定額給付金については、一刻も早くお届けできるよう、議会側としても4月30日の会派代表者会議において、臨時会を開くのではなく、市長の専決処分を認めました。その結果、5月15日より始まったオンライン給付では、6月1日より銀行口座への振り込みが始まっています。5月21日に行われた臨時会では、生活困窮者自立促進支援事業における住居確保給付金1,900万円、ひとり親世帯への臨時給付金給付事業費1,440万円、中小企業支援給付事業費1億2,080万円など、全会一致で可決いたしました。

6月3日第2回定例会、6月議会初日、本会議においては、プレミアム商品券発行事業に関する補正予算（第4号）案を可決しております。また、既に市長は15%、副市長は7%、教育長は4%の給与を削減しています。平成23年第28号議案、市長等及び教育長の給与及び退職手当の特例に関する条例案を可決し平成23年7月1日より削減していることから、さらに30%削減するというのはいかななものかと思えます。

以上の点から、陳情第5号については、不採択といたします。

○【遠藤直弘委員長】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手なし。よって、本陳情は不採択と決しました。



## 議題(2) 陳情第6号 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の改定に関する陳情

○【遠藤直弘委員長】 陳情第6号女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の改定に関する陳情を議題といたします。

陳情者から趣旨説明と、お手元にございますとおり、資料配付をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。なお、趣旨説明は簡潔をお願いいたします。

○【間瀬英一郎陳情者】 おはようございます。陳情者の間瀬です。マスクをつけたり、つけなかったりするかもしれません。すみません。苦しかったりすると外すかもしれませんが、よろしく願いいたします。着席にて失礼いたします。

お手元、一応資料確認ですが、陳情書のほうが1部と添付の配付資料が、A3のものが1枚とカラーのA4のものが1枚ございますかと思えます。簡潔にということで、少し長くはなってしまいますが、読み上げだけとさせていただきます。陳情書及び添付資料の読み上げだけとさせていただきます。

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の改定に関する陳情。陳情の趣旨。

陳情者は令和元年第3回定例会において陳情第10号国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例に基づく市の努力義務に関する陳情を提出した。その陳情事項は同年9月19日の本会議において全会一致で採択され、同年9月24日に市長送付、令和2年2月19日に市長より議長宛てに、現

在、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の改定に取り組んでおり、新たな計画に基づき積極的に改善措置を実施していきます。また、新たな計画においては、管理職的地位にある職員——ここは正確には、管理的地位にある職員が正しいですが、市の原文が間違っていたんですが、ままで職と入れています、（管理職）に占める女性の職員の割合について数値目標として設定し、毎年度実績値を測定して進捗状況を適宜公表していきますとの報告があった。これに関して、以下の3点を確認したい。

第1に、これまで国立市が、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画と併せて、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画として位置づけてきた国立市女性活躍推進アクションプラン、平成27年7月策定の振り返りについて確認したい。当該プランには「平成27年7月1日から平成32年3月31日の5年間を計画期間とし、平成30年度に平成27年度から平成29年度までの振り返りを行うものとする」と記載されているが、平成30年度の振り返りの内容について市のホームページでは見つけることができなかった。計画期間が終了した現在、平成30年度の振り返り（中間）を含む全期間の振り返り（最終）が実施され、その内容が公表されるべきと考える。

第2に、市のホームページにおいて公開されている、令和2年4月1日付の人事異動を経ての同日現在管理職名簿を基に、従来の国立市女性活躍推進アクションプラン及び国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例に基づく積極的改善措置がどのように反映されているか、プラン・条例の実効性や女性管理職割合の経年比較の観点から確認したい。

第3に、令和2年2月19日付の市長より議長宛での報告において、「現在、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の改定に取り組んでおり」、以下略との言述があるが、令和2年度現在、改定の取組の最新状況について確認したい。なお、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定指針において、行動計画の計画期間の決定に際しては、計画期間内に数値目標の達成を目指すことを念頭に、平成28年度から令和7年度までの10年間で、各特定事業主の実情に応じておおむね2年間から5年間程度に区切ることとするとともに、定期的に行動計画の進捗を検証しながら、改定を行っていくことが望ましいとの記載がある。したがって、当該指針に基づくならば、令和2年、平成32年3月31日で計画期間が終了する——これは終了したと言ったほうがいいでしょう、終了した国立市女性活躍推進アクションプランの後、間断なく新たな計画が設けられ、令和7年度まで実施されるべきところである。また、次世代育成支援対策推進法に基づく市の特定事業主行動計画、職場でたすけ愛も令和元年度、平成31年度で計画期間の終了を迎えており、同様に間断なく次期の計画に移行すべきところである。

陳情事項。

1、国立市女性活躍推進アクションプランの振り返りについて確認したい。平成30年度に実施済みの振り返り（中間）を含む全期間の振り返り（最終）の内容を公表していただきたい。

2、現在の管理職名簿を基に、国立市女性活躍推進アクションプラン及び国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例に基づく積極的改善措置がどのように反映されているか、プラン・条例の実効性や女性管理職割合の経年比較の観点から確認したい。

3、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の改定の取組の最新状況について確認したい。

以上までが陳情書になります。

続いて、A3のものになります。A3の添付のものに関しまして、この陳情全体、とりわけ陳情事

項3に関わる、今後の計画に関わる場所ですので、こちらを読み上げさせていただきます。

第5期基本構想第2次基本計画、令和2年5月の指標設定の問題と今後に向けて。

管理職と役職（係長職以上）のすげ替え。市のホームページで公開されている国立市女性活躍推進アクションプランや国立市における女性職員の活躍推進に関する現在の状況——そういう資料があります、においては従来、管理的地位にある職員の語意を管理職と同義とみなし、その職位の範囲を課長職以上、部長・課長としてきた。しかし、最新の第5期基本構想第2次基本計画においては、文中で管理職における女性の比率向上を図りますとうたいながら、指標の設定では役職以上（係長職以上）に就いている職員に占める女性の割合となっている。括弧、右ページ参照となっています。右ページには、実際の基本計画の該当部分を引用させて、コピーを載せております。本文中には管理職と書いてあるにもかかわらず、下の表の中の指標については役職以上と変わっているところを確認していただきながら。

もう一回、読み上げに戻ります。当然ながら、管理職ではなく役職以上としてその範囲を広げれば、そこには係長や課長補佐が含まれることになる。俗に言うガラスの天井、資質・成果に関わらず女性の組織内での昇進を妨げる、見えないが打ち破れない障壁は、管理職と係長職——ここでは国立の課長補佐も含んでいますが、係長職との間にこそあるにもかかわらず。下には国立市における女性職員の活躍推進に関する現在の状況という資料から抜粋した、平成31年4月時点での役職の管理職の状況があります。もちろん、ここでも部長と課長を併せて管理職と呼んでいるのが、この表からも読み取れるかと思います。

読み上げに戻りますが、すなわち文中で管理職における女性の比率向上を図りますとうたっているのであれば、率直に指標も管理職に就いている職員に占める女性の割合と設定すればよいところを、あえてか否か、そのようにせず、役職以上（係長職以上）としたことは大変残念ながら、本来乗り越えるべきハードルを下げたすげ替えであり、本問題に関心を持ってきた市民としてはこそくなく印象を持たざるを得ない。無論、土台として係長や課長補佐における女性の比率を向上することが将来的に管理職における女性の比率を向上することにつながるだろうという思惑も理解できないものではない。しかし、ガラスの天井が組織風土に埋め込まれた構造的な問題であるならば、ただ天井に立ち向かう母数を増やせば、幾らか突破する者も増えるだろうというやり方は本質的な解決策ではなく横暴であると。

以上を踏まえて、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の改定においては、今後の改定ということですので、率直に管理職に就いている職員に占める女性の割合を指標に掲げて、積極的な目標値を設定するとともに、管理職と係長職との間にあるガラスの天井を数に任せた突破ではなく、構造から解体することを目指したアクションプランになることを切に願う。

最後に、今、お話しした基本計画における指標設定が何が問題点なのかというのをもう少し分かりやすくビジュアルにしたものがカラーのA4になります。こちらは理論上の話ですので、実際、こうなるというわけでは全くないですけども、管理職の比率を向上せずに基本計画の指標設定、つまり役職、係長職以上の女性比率が上がったように見せることも可能だということです。つまり管理職の女性比率が向上していないのに、まるで基本計画上では2027年に目標値40%達成ということができると、こうなってしまうのはいけないので、はっきりと管理職の女性比率を指標設定していただきたい。本来であれば基本計画の時点でそれをしていただきたかったんですが、僕も見逃して、パブコメも出せずに終わってしまったのが非常に残念ではあります。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対しての質疑を承ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 簡潔に質疑させていただきます。本日は陳情ありがとうございました。

陳情者さんにおきまして、陳情事項2番、3番についてですけれども、積極的改善措置がどのように反映されているか、プラン・条例の実効性や女性管理職割合の経年比較の観点から確認したいということと特定事業主行動計画の改定の取組の最新状況について確認したいとの御要望でありましたけれども、これは状況を、例えば、ホームページで公表ということはいかがお考えでしょうか。こういった方法でよろしいでしょうか。

○【間瀬英一郎陳情者】 確認の意味に関してということですね。もちろん2番、3番についても、ホームページで公表していただくと、3番などは特にそうなのかなと、当たり前のことなのかとは思いますが、思っております。私、陳情者としては、まずここで、この場で当局から聞きたいというのが一番の思いではありますが、市民のためを思えばホームページ等で公表されることも必要かと思えます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。確かにそうですね。透明性を担保するためにもホームページとかできちんと公表する必要が私もあるかと考えます。

また、もう一つ質疑ですけど、陳情事項2にプラン・条例の実効性と書いてございますけれども、これは市が行った内容ということよろしいでしょうか。

○【間瀬英一郎陳情者】 少なくとも国立市女性活躍推進アクションプランは随分と、5年ぐらいたっていますので、それ以上かもしれない、ごめんなさい、正確な計画からの計画終了までの期間が今ぱっと思い出せませんが、それなりの期間たっているの、当然ながらそれが現在の管理職名簿に反映されているだろうという予測の下に、それがどうなっているのかの部分の実効性を確認したい。

条例のほうはまだ新しい条例ですので、すぐに反映できるとは思いますが、私自身がおおよそ1年前、半年以上前に陳情もしていることですので、すぐは難しいとしても多少条例の意図も酌んで、それがあのかどうかを確認したいということになります。

○【遠藤直弘委員長】 質疑の途中ですが、ここで休憩いたします。

午前10時42分休憩



午前11時再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続行いたします。古濱委員。

○【古濱薫委員】 陳情者様におかれましては、このたびありがとうございます。

陳情事項、内容、こちらは様々な取組に対する、その結果の公表であったり確認であるとは思いますが、趣旨としましては、国立市において恐らく女性の活躍がどれだけ進んでいるのかということをお願いしたい内容なのかと思っております。

陳情者様が、この陳情を出されるに至った経緯や陳情に込めた思い、何か実際に事象があり、突き動かされるようなものがあったのかとか、差し支えない範囲で聞かせていただけたらと思います。

○【間瀬英一郎陳情者】 その経緯については、昨年度の陳情した段階でお伝えしているとおりで、ここで改めて繰り返したくはないんですけど、よろしいですか。（「そういうことであれば結構ですが」と呼ぶ者あり）既に、要するに、昨年度の陳情で終わっていただければ、僕は何もここに今日、

立つ必要はなかったんですけども、陳情した上でも心もとない状況になっているので、改めて陳情しに来たというのが、今日ここに立っている理由になります。動機になります。今のお答えで言えば。

○【稗田美菜子委員】 陳情を御提出いただいて、ありがとうございます。

1点だけ伺いいたします。この陳情の中で、さきの委員の質疑と重なる部分があるかもしれませんが、陳情者様が目指す国立市役所の組織というのは、数値目標等は明確にしっかり書かれているので、それをつくっていくための組織が、どういうものを理想とされているのか、どのようなものをイメージされているのか、伺いいたします。

○【間瀬英一郎陳情者】 条例の理念が、自分たちで決めた条例が実際に自分たちの組織に当てはまっているということが、目指されるべき組織の形だと思っています。要するに、羊頭狗肉になっていないことが大事かと。そうしなければ、市民や市内事業者にも同じことを求めることは難しいだろうと考えておりますので、まずはのりを示していただきたいというイメージです。

○【小口俊明委員】 お疲れさまでございます。

陳情事項1、2、3とありまして、3のところから伺いますけれども、ここを補足する意味でしょうか、資料が出ました。そして、この資料の中で、先ほどの御発言からもうかがえるように、管理職と役職という言葉の違いにおいて、すげ替えという用語が使われて、いわゆる国立市の職員の体制に関する、ある意味、御指摘なのかとも受け止めるところもあるんですけども、今、資料での指摘を陳情事項の中に入れ込まなかったのは、何か事情があつてのことなのか、それを確認したいと思います。

○【間瀬英一郎陳情者】 この陳情を出した後に、第2次基本計画がホームページで公表されました。そこで私が確認して、指標がそうなっていることを知って、陳情を出した後も配付資料に関してはしばらくの間、受付期間があるものですから、その間に急遽用意して、つまり陳情提出当初には、こういったこと、指標設定の問題は自分の中になかったものですが、その後問題が発見されたので配付資料として追加で足したものです。

これに関しては、陳情事項全体並びに、特に第3に関わってくるところでもあるので、配付資料としても、別の話を持ってきたというわけではなくて、関係する問題点として今後に生かしていただきたいという意味で出したものになります。伝わりましたでしょうか。

○【小口俊明委員】 今後に生かしてもらえればと、そういうお考えということでよろしいんですか。と言いますのは、我々は委員会において、陳情に関して、これを審査しています。陳情書の中に書いてあることに関して、判断を今しようとしています。

しかしながら、陳情を出された後に、気がつかれてこのように補足的に資料を出されていらっしゃるけれども、陳情を出した以上は補足といえども、こうした内容というのは、陳情者としては行政に受け止めてもらいたいという思いはあるというところでしょうか。その辺の陳情者としての受け止め方、今回の陳情を出した経緯、今日の御説明というところから資料の位置づけについてどのようにお考えかを確認しておきます。

○【間瀬英一郎陳情者】 まず、基本計画はもう変えられないと、指標の部分だけ直して再公表しますはできないという判断があります。そして、添付資料のA3のほうの本文中の一番下に、こちらの陳情との関係を書いたつもりであります。

つまり今後、特定事業主行動計画が改定される際に、同じようなことを繰り返してほしくないということです。係長職以上、役職以上という設定値、そもそも値の出し方をしていただきたいくない。そ

うならないとはもともと信じていましたが、基本計画でそういうことがあったので、そういうことを、また特定事業主行動計画の際も、指標の僕が言うすげ替えみたいなことが起きてもらっては困るという意味で補足して、陳情事項の第3、特定事業主行動計画の改定の取組の状況を知りたいとは言っていますが、そういったものも反映して取り組んでいただきたいという思いが入っているという次第でございます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 それでは、質疑いたします。陳情事項の1、2、3、陳情者はこの場でも回答を聞けたらということでしたし、また、ホームページなどで公表したほうがよいというお考えでした。私もそのとおりにかと思えます。

そういったことができるのかという点を1点と、また、陳情第6号の資料のA3判のものの左側の一番下段のところ、これも私はそのとおりにかと思えます。管理職、課長、部長といったところも具体的な数値目標を持ったほうがよいのではないかと思うんですけども、そういったことをしっかり今後行っていくつもりなのか、また公表していくつもりはあるのかといったところを質疑したいと思います。

○【平職員課長】 お答えいたします。まず最初に、最後に御質疑いただいた陳情第6号資料のところの左の下に記載のある部分、今後、特定事業主行動計画の改定において、管理職に就いている職員に占める女性の割合を掲げていくのかどうかと。これについては掲げていく予定でございます。もともとそのような予定ではございましたし、前回の陳情にお答えする際も、そのように答えておりました。一方で、そういうお答えをしておきながら、基本計画で御覧なって、陳情者の方も御覧になってこのような指標になっていたということは、少しがっかりさせてしまったのかというのは、私どもとしても説明不足の部分が、計画の中でそこまでの細かい説明がなかった点は反省しているところでございます。

基本計画における指標の設定理由でございますが、これはどのような指標にするか非常に悩んだところがございます。管理職に占める女性の割合を単純に目標値にするということも、1つ検討を当然しているわけでございますが、ただ、組織の今の現状を見る限り、これは対象を管理職のみではなくて広げて、役職者、係長、課長補佐まで指標の中に含めて管理してやっていくべきだと考えました。

これは経年で組織の構造を追っていきますと、管理職は確かに増えていないんですが、それ以上に係長、課長補佐、当然昇格するには主任から係長になって、課長になっていくというプロセスを経ますから、その母数という言い方になりますけども、元になるステップアップする途中の課長補佐、係長が増えていない、むしろ微減しているというところがあります。ここにも、ある種ガラスの天井というところがあるのだろうと。そこも含めてやっていかなければ、継続的に女性管理職を生み出さなければ意味がないと思えます。今いる母数の中で係長から管理職に上げて、それで、管理職だけ管理して達成ということでは意味がないと。そういうところまで踏まえて、このような基本計画の指標にしたという経過がございます。ですので、具体的な、資料にあります特定事業主行動計画の中では、求めにあります管理職の目標も、数値も設定していきたいと、そのように考えているところでございます。

それと、陳情事項が3つある中で、それを公表していけるのかというところでございますが、まず、陳情事項の1つ目、アクションプランの振り返りについて確認したいということと、その内容の公表についてでございます。アクションプランにつきましては、国立市における女性活躍推進法に基づくポジティブアクションとして平成27年度から実施しております。内容としましては、職場環境の整備とワーク・ライフ・バランスの実現と女性職員の意識改革・管理職を目指すための啓発の3本柱で、項目としては22の項目から成っていると。評価のほうは内部的にやっております、もちろんほとんどの項目が何らかの形で進めていけると。ただ、まだまだ一つ一つの効果もさらに高めていかなければいけないものも多いと考えています。その内容について、改めて庁内で確認して公開すると、これについては、そのような方向で進めていきたいと考えております。

陳情事項の2でございますが、今、説明をさせていただきましたアクションプランなんですが、ポジティブアクションではございますが、主には環境の整備というところが中心となっております、即効性のあるようなプランにはなっていないと。これをやることによって直接的に管理職が増えるというプランではないのかと考えています。働きやすい環境をつくっていくことで、それがじわじわと効いてくるものなのかと考えています。環境整備もポジティブアクションでございますから、そのように捉えておりますが、それを管理職の名簿と突き合わせての確認ということでございますが、実は平成27年に策定して、これまでの計画期間が終了の間、女性の管理職の人数は、人数としては増えてないです。5人というのでずっと来ていると。初めて、ここで今年度、令和2年4月1日で女性管理職が1名増えたところでございますので、直接的にそれが経年比較の観点からどのような反映がされているかというところでは、女性管理職の経年の割合には、そこに与えるまでに至ってない。それを環境改善が進んで、ここで1名増やせたと捉えるかどうかというのは難しいところでございますが、1つは環境改善と、あとは適材適所の任用の中で今回、1人増えたということはよかったのかと思っております。

あと、経年の確認を今後していきたいということに対しては、管理職の割合については、陳情者の方も参考にされている国立市における女性職員の活躍推進に関する現在の状況ということで、ホームページに毎年公開しております。ただ、管理職の割合については、スペースのところもあって経年で出していないので、それを経年に変えて見せ方を工夫して、経年で追えるように、確認していただけるようにすることは、これは工夫してまいりたいと考えております。

そして、最後の陳情事項の3なんですが、特定事業主行動計画の改定については、昨年8月に庁議で改定に取り組みますということを確認して進めてきておりますが、これは残念ながら、前年度中に策定を完了していくことができませんでした。これを達成できなかったことは、管理職としての私の責任でありまして反省しているところではあります。今後、速やかに策定作業を再開して、策定に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○【住友珠美委員】 今の御説明で結構分かったところはあるんですけども、確認させていただきたいんですが、まず、陳情者さんにお聞きしたところ、陳情事項2番、3番について確認したいといった御要望でありましたけども、その後ホームページで公表ということも十分考えられるということでもございました。

これは、私も1番から3番までの陳情事項、確認事項も含めまして、公表をしっかりとしていくことが大事かと思うんですけど、今まで公表されなかったのはなぜかということと、私は早急にホームページ等、様々公表していく、その予定というのは、もし期日としたらすぐやっていただきたいと思

うんですけれども、その点に対してどのように考えているか教えてください。

○【平職員課長】 これまで公表していなかった理由というところでございますが、基本的にアクションプランは当然オープンにしているものではございますが、組織内でどのように進めたかというのを評価していく中で、次期計画に生かしていくところで、新しい計画の中に、前回まではこのような感じという形で入れようと思っていたというところがございます。ただ、このような状況ですし、策定に時間もかかっていることもあります。ですので、評価の部分だけ切り出して、まずは内部、庁内で確認をして公開していくことは可能だと考えています。やっていかなきゃと思っています。

そして、時期については、すみません、明言が難しいですが、速やかにできるように取り組んでいきたいと考えております。

○【小口俊明委員】 私も伺います。陳情事項1のところですけども、これがまだ公表されていないということで今、課長の御答弁では今後、公表していくというお考えが示されたわけでありましたが、これは内部的にはアクションプランのところの振り返りの最終段階まで、これの内部の取りまとめは済んでいるという理解でいいですか。

○【平職員課長】 取りまとめのほうは、作業としては済んでおります。ただ、外に出すための作業と言いますか、庁内で確認して、こういう評価でしたと確認して理事者のほうまで報告と、そこまではまだ済んでいないので、その手続も踏まえてやっていきたいと考えております。

○【小口俊明委員】 内部的には取りまとまっているけれども、これを公表するために今後、若干作業があるということのようです。

陳情事項の2番目ですけども、先ほど他の委員の質疑に対してお答えになっていたので、2番目は、これは公表されているだけけれども、経年的な視点で見せていないと。そういうふうに見ることができない表になっていて、陳情事項で求めているような形になっていないと。そこは経年的に分かるように作り直して、さらに公表する、そういう理解でよろしいですか。そういうふうにお答えになったんでしょうか。

○【平職員課長】 はい、そのように御理解いただいて結構です。

○【小口俊明委員】 それから、陳情事項の3番目は、先ほど、これは最新状況を陳情者の方は確認したいということですから、今までできていませんというところが最新状況であろうと思うわけでありましてけれども、それは今後についてはしっかりと進めて極力早くやっつけられるというお答えが先ほどあったのではないかと思います。

そして、陳情事項の3番目に関連して、また、それ以前の陳情事項1、2にも関連すると思われますけれども、陳情者のほうから追加で出された資料の関係です。管理職と、それから役職という言葉の使い分けで、陳情者から指摘があったわけでありましてけれども、これは陳情者の方からすれば問題点であるという御指摘かと思えます。それに対して他の委員からの質疑に対して、課長はそういうことではなくて、役職者と指標したことには意味があるという趣旨の御発言でしたけれども、これは指標として管理職とせず、役職者としたことによる弊害はないんですか。

○【平職員課長】 基本計画における大きな目標を確認していく指標としては、これは支障ないものと考えています。ただ、細かいと言いますか、細いといっても重要なんですけども、管理職の人数、具体的な指標については、行動計画の中で設定していきたいと思っていますので、その点でも、この指標で問題はないと考えております。弊害はないと考えております。

○【小口俊明委員】 弊害がないというお答えですけども、そうすると、役職者という指標におい

て、国立市の職員の女性活躍が後退することなく推進ができる、そしてまた、推進の度合いもハードルを下げるようなこともなく、実質的に女性活躍が進んだという理解でよろしいですか。

○【平職員課長】 そのように御理解いただいて結構と言いますか、というふうに考えています。と言いますのも、4割という指標の理由なんです、これは常勤職員の男女の比率です。ほぼ4割という中で、それと同程度にしていくというのは、これは決して低くないと考えています。陳情者が出していただきました資料の中で、実績値としては2018年が20.81%になっています。これを30、40と上げていくというのは、これは並大抵のことではないと考えていますし、決して低くなっているとは捉えておりません。

ただ、10年という計画期間がありますので、ここぐらいは目指していきたいと考えていますし、これで女性活躍が進むと、この目標を達成していくことによって進むと考えています。

○【小口俊明委員】 一見すると母数を広げてハードルを下げたように見えるけれども、実は数値設定そのものがかなり厳しく見込んでいて、全体の底上げをしなければ達成できない、ハードルがむしろ高い目標設定、そういう答弁に聞こえましたが、そういう理解でいいんですか。

○【平職員課長】 そのように考えております。

○【小口俊明委員】 さらにお聞きしますけれども、いわゆる指標として、役職というところの指標をこれからも使っていくかというふうでありますけれども、一方で、管理職というところに焦点を当てた比較というのも、これは非常に大事でありまして、ここの指標も並行して持っていく、そういった取組もされるんですか。

○【平職員課長】 管理職の目標数値については、行動計画の中で管理してやっていきたいと思っております。

○【稗田美菜子委員】 それでは、何点か質疑させていただきます。数値目標を進めたり実効性のあるものとするためには、まずは職場の環境とか組織改革が一番重要なのかという観点でお伺いしますが、これまで育児休業、それから育児参加休暇などを取った男性職員はどの程度いるのか、お伺いいたします。

○【平職員課長】 お答えいたします。まず、男性の育児休業、男性の働き方というところの御質疑だと思います。男性の育児休業につきましては、ここ数年、毎年実績として出ております。令和元年度につきましては3名で、平成30年度が2名、平成29年度が3名ということで、例年2名から3名の職員が取っていると。率としては、各年度、子供が生まれた職員の割合になりますのでばらつきがありますが、20%程度は取っていると。これは決して高いというわけではないですが、ただ、平成26年度においてはゼロ%、それ以前も取る職員は極めてまれだったことを考えると、それ以降、ずっと継続して出ているというところでは一定の意識改革も進んでいるのかと思います。

それに加えて、育児参加休暇というのがございます。これはお子さんが生まれた際に5日間、これの日数は少ないんです。十分ではないかもしれないですけど、5日間の休暇をもらえる。これも取得率は高くなかったところですが、ここ数年、75%を超えて取るのが当たり前になっていると、そのような状況がございます。

また、加えて、さらに言いますと、部分休業であったり、育児時間を取得する職員、これは男性職員でこれまでほとんどいなかったです。ただ、ここで例えば課長で取っている職員、育児時間を朝、保育園に送ってから来る職員が出てきていたり、係長、課長補佐が2名取っていると。あとは、そういった形で、徐々に男性職員の働き方も変わってきていると、そのように考えております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。職場の中で理解があるということは非常に重要だと思いますので、お伺いいたしました。

あと何点かありますので、続けて聞きますが、陳情の中にもありましたけれども、基本的に市役所の中でのジェンダーバランスが取れていないと。今回は12名という答弁者の数ですけども、ここを見ても女性が1人もいないという状況の中で、ジェンダーバランスが取れてない原因は、職員課としてはどのようにお考えになるのか、お伺いいたします。

○【平職員課長】 理由は複合的で、1つではないと考えています。

ただ、大きく影響しているのは組織の人員構成、年齢であったり経験年数が今、いびつになっていると、一定の層が少なくなっているということが1つ。

あとは、職員が抱える職業生活と家庭生活の両立への不安、そのことから来る高いとは言えない昇格意識、その辺りのことというのが難しさを感じているところでございます。職業生活と家庭生活の両立不安というのは、これまで男女共に見られますし、昇格意欲については女性のほうが数値としては低くなっている。これは庁内アンケートでも出ているというところでございますので、その辺りのところで非常に難しさを感じているというところでございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。職員課が考える、どういう環境であれば、それが改善に向かうのか。今おっしゃっていた両立の不安だったりだとか、昇格意識が女性については少し低いのではないかというのを、理想の形かもしれないけれども、どういう状況であれば、そういうことがより向上していくと考えられているのか、お伺いいたします。

○【平職員課長】 我々は組織で働いていますので、常に組織の制約がございます。業務上の制約もでございます。理想だけお話しするというのは、なかなか難しい部分もあるかと思います。ただ、職場における若干の余裕であったり、自分が育児とか家事に時間を割かなければいけない。仕事に100%時間を投入できないときに、どう周りがサポートしていくかということ。

それと、あと昇任意識については、そもそも環境改善が先なのか、意欲が先なのかということはあるかと思います。昇格を望まない方が全ての障壁を取り払って、完全に自由にやってくださいと言ったときに望むのかということはあると思います。逆に、昇格を望んでいる方には精いっぱい組織としてサポートしていく、そういうことも必要ですし、その辺りのところ。ですので、昇格に関する意欲については、これはこれまでもキャリアプラン研修なんかをして啓発は行ってきておりますが、ロールモデルの不在なんかも言われていますし、その辺りが今後、必要になってくるかと思っています。そういったところを整備していかなければいけないと思います。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。分析されているということで理解いたしました。

女性が活躍しやすい組織というのはどういうものなのかと私自身も考えてみました。それは私自身も子供を抱えていますし、その中で、仕事を個人で背負うとか、責任を背負うという組織ではなくて、パートナーの理解も必要でしょうし、地域のサポートももちろん必要。組織においては、チームで仕事に取り組んでいかないといけないでしょうし、そういう組織をつくっていかないとはいけません。責任感があるからこそ穴を開けちゃいけないとか、何かあってはいけないという思いが多分生まれて、その先に自分のステップアップと、どうしようかというバランスを取っていかないとはいけません。という課題に向き合うと思うんです。

責任感があるからこそ、そういうふうな仕事にむしろ力を注いでいけないのかと。本来だったら行きたいと思っても、責任感が強いから遠慮しなきゃいけないと思っている方も多んじゃないか

と思いますが、職員課の責任者としては多くの女性職員の方のお話を聞いていると思います。そういう中でどのようにお考えなのか、どういうお声を聞いて、どう考えているのかお伺いいたします。

○【平職員課長】 男性、女性というくくりで一くりにして何か語るのはすごく注意しなきゃいけないと思っていますけど、私の経験則というか、これまで職員と話してきた中で感じるところは、女性はすごく真面目だと。男が女がというわけじゃないですし、人によりますけど、完璧を求めて自分がここまで時間を仕事に注力できる、100%自分が納得できるほど時間を投入できると。そういう状況にならないと、なかなかまだそっちに向かえないと感じている人の割合が男性よりは多いと感じているところがございます。やはり今、質疑委員がおっしゃった責任感という部分ではそういったところがあります。決して男がいいかげんというわけではないですけど、ぜひ、誰もが全てを最初から完璧にできるわけじゃないですし、ただ、国立市で、市役所でやりたい仕事、達成したい仕事があるから皆さん市役所に入っていると思いますから、その思いを実現するというのを強く持って、日々の業務もそうですし、昇格ということもひとつ向かっていってもらいたいという思いは、私は持っております。以上です。

○【古濱薫委員】 伺います。先ほどから話に出ている女性活躍推進アクションプラン、これは以前に行われた女性リーダーシップ研修ワーキンググループ提言書を出されたものを参考の1つにつくられているようなんですが、その中に、提言書からアクションプランのまとめのところに引用されている言葉の中に、男性職員も働きやすくなることが、女性職員も働きやすくなることだと提言書から引っ張ってきております。これは先ほどの委員の中にも、男性の育児休業取得率は幾つかとか質疑がありました。そういうことにつながるのかとは思いますが、こういった女性が働きやすく、昇進しやすくという議論がなされている中で、男性職員も働きやすくなることかということについては、どう捉えていますか。

○【平職員課長】 大変重要だと考えています。と言いますのは、男性が育休を取ったり、もしくは家庭生活に、家庭と仕事をちゃんと両立して、つまり家庭生活に参画する。これは女性が活躍していく前提になりますから、そこがきちっと、これは国立市だけでやっても本当はしようがなく、世の中全体でそれが進まない、女性の家庭内での不平等な役割分担というのが解消されないという関係にあると思います。ですので、男性の働きやすさ、つまり仕事が楽になるという意味じゃないです。家庭生活と職業生活をきちっと両立できる環境を整える。それは女性の活躍に資すると考えています。だから大変重要だと。以上です。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

女性リーダーシップ研修ワーキンググループ提言書、これは大変読み応えのあるものでした。女性職員だけで行ったものだとなっています。その中の「はじめに」の中に今の引用のところがあられて、女性職員が主体となって問題に向き合い、男性職員も働きやすくなるのが女性職員も働きやすくなることと捉え、よりよい国立市役所にしていくために提言することが、このワーキンググループの意義となっていますと、割と強い調子で述べています。

しかし、私の印象としては、これは独断ですが、男性職員を立てているという表現にも見えました。男性職員が働きやすくなるのが、まず、それがあって女性が、それは女性も働きやすい、しょうがいしゃさんですとか、フルインクルーシブの考え方ですと車椅子の方であったり、小さな子供だとか、そういった社会的に弱い立場の方たちが過ごしやすい、暮らしやすいまちというのは、実は健常者にとっても生きやすい、過ごしやすいまちだと、バスのステップが低いことはそういう方たちはもちろん

ん、私たちにもとても乗りやすかったり便利なことである。これは逆でもいいのかと感じて、女性職員が働きやすいということは、それは男性職員の働きやすさにもつながるんだと、もっと強い調子で言ってもよかったんじゃないかと思うぐらい。しかし、すごくおっしゃるとおり、ここには女性の環境をどうにかしようだけではなくて、男性職員の働きやすさもそれは同じだと、重要だと言っていることに大変意義があると感じました。

○【遠藤直弘委員長】 質疑はなしですか。

○【古濱薫委員】 今ので以上です。

○【遠藤直弘委員長】 次から討論をお願いします。石井委員。

○【石井伸之委員】 女性が活躍できる社会、これはすなわち男性も女性も活躍できる社会、そういった視点を持つ中でアクションプラン等、様々な計画づくりをしていただいていることに対して心から感謝を申し上げます。

そういった中で、女性もそうですが男性もそうです。将来像を考える中で、自己申告票という1つのツールがあるかと思います。ぜひとも自己申告票をしっかりと活用する中で、将来設計を行い、また、男性も女性も活躍できる社会、そしてさらには人材育成という姿勢、視点、そういったところから自己申告票のさらなる活用を行う中で、人材育成、女性の支援に努めていっていただきたいと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○【平職員課長】 大変貴重な御提案ありがとうございます。

自己申告票については、今回のアクションプランの中にも項目として、もっと周知して活用していくとございまして、それにはこれまで取り組んできた。ただ、現在の時点で、評価の中では、まだ提出経験がある職員は6割程度というところで、もっと増えてもいいのかという思いは持っております。

そういった意味で、今、質疑委員がおっしゃったように、これからさらにこれを活用していけるように取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○【石井伸之委員】 6割程度ということは、以前に比べれば随分増えたとは感じております。最初、私が一般質問をしたときには2割とか3割という、そういった程度だったので、ぜひ自己申告票を活用する中で、先輩方として後輩に対してどういった支援であったり、サポートしていくことによって、いずれは管理職として、その能力を十分引き上げていく、引き出していく、そういった視点を持つ中でしっかりとした指導をしていくことが必要かと思いますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○【平職員課長】 その点については、おっしゃるとおりだと思います。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 陳情第6号について、上村和子議員から発言したいとの申出がありました。お諮りいたします。上村議員の発言を許可することに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員。よって、上村議員の発言を許可することと決定いたしました。なお、申合せにより、委員外議員は委員と重複した質疑及び意見、討論を行うことができず、採決に参加することができません。また、発言時間は1議題10分程度となっております。よろしいでしょうか。上村議員。

○【上村和子議員】 委員長ありがとうございます。早速、10分ですので質疑に入ります。

陳情第6号について、これは陳情者から本日、本当に鋭い、なぜ半年後にこれを出さなければいけなかったのか。それは半年前に出した陳情が採択されたものの、それがこの半年間で反映されたように到底見えないと、実態も含めて、それはなぜかという鋭い指摘であったと思います。陳情事項にあ

る1、これまでのアクションプランの振り返りの公表、2、プラン・条例に基づく積極的改善措置の反映状況、これは6か月前の陳情の大きな項目でした。それが結果、半年間どうされたのだと、そういうことについて確認したい。そして、3番目に中断なき改定の取組、以上をこの場で確認したい。

これは陳情を出した側としては、成果が全然ないじゃないか。つまり、総じて本件については、積極的に国立市は取り組んでこなかったのではないか。少なくともそのように市民には見えているということがうかがわれます。そして、さらに実態としても変化があるように見えない。そういうふうには市民から見えた、もしくは、市民が見抜いたと言ってもいいかと思います。そして、当局が丁寧に考えた計画であっても、係長職を大きく増やしていくという計画はすげ替えであって、こそくな印象を持たざるを得ない。そして、このことは本質的な解決策ではなく横暴であるとまで指摘されています。そして、構造から解体することを目指したアクションプランにしてくれと、再度言わざるを得ないという鋭い指摘になっております。

このことを真摯に受け止めて、この場で審査をしなくてはいけないのだと思うのですけれども、なぜ今回のこのような陳情が出されたのか、そのことをしっかり究明しなければ、今後に生かされることはないと思うわけです。決して陳情の趣旨をおろそかにしたわけでないと言うならば、そのことが可視化されなければいけません。可視化されなければ何もやっていない、むしろ後退しているかのように見えるということはあってはいけません。可視化が必要です。

このことに対して、市長の見解を伺います。

○【永見市長】 端的に可視化が必要かどうかということであれば、これは可視化が必要だと思います。

それで私自身が、この問題をどういうふうを受け止めたかということをおし上げますと、実は私の立場は政策決定者であり判断者ですから、あるいは、政策発案者ですから、例えば、管理職の割合をこうあってほしいとか、この率でいてほしいとかという思いを伝えることはいつもやっています。ただ、プロセスをどうするかというのは行政の抱えている様々な、行政の課題というのは職員構成であるとか年齢構成であるとか、あるいは、男女の比率の問題であるとか様々な課題があって、それらを乗り越えながら、こういうふうになってほしいという思いがあるわけです。

ところが、そういう思いと間に関わっているギャップみたいな問題が市民、あるいは議会も含めてかもしれないけれども、可視化されてない。今、かなりの部分が議論されましたけれども、そういうことが表明されてないために、行政の思いがなかなか届いていかないし、課題も届いていないんだらうと思います。

それで、先ほどの議論を聞いていまして、私はいつも職員課長と議論するとき、必要条件と十分条件を考えてみたときに、女性の活躍できる必要条件は多々挙げられています。でも、そこから一歩を踏み出して十分条件になっていく、本人のモチベーションがどう高まって、それをないロールモデルとしてどこを目指して、どういう形でやっていくのかと、そういう部分まで突っ込んで議論を職員に提示し切れてない。そのことが市民の皆様にも見えていないから、ちっとも進んでないと思われていると思います。まさにそのとおりだと思います。

そういう意味では、はっきり言うところこういう問題は内部管理だと思いますが、実は、市民生活にとっても極めて重要な課題なので、もっと平場で市民の皆さんと議論できるとか状況をお互い検証し合いながら議論できる、そして可視化していくと、こういうことがあれば、もっともっと前へ進んでいくんだらうと、このように考えております。

○【上村和子議員】 市長は本当にギャップ、それからプロセスの可視化、何に詰まっているのか、どうしたらいいのかということ、そのことそのものを可視化して市民と議論をしていく場が平場で必要なんだと。私もまさしくそう思うんです。

担当課長は、この間本当にこの件では怠慢になっていたわけではないと思います。本当に女性職員と話し、逆に言うと話したからこそ、先に行けなくなっていくという戸惑いもあったと思うんです。課長のほうから可視化の説明、可視化とは何ですかと昨日聞かれました。成果の可視化ですか、それとも違うのですかと言われたとき、私は悩んだことの可視化ですと答えました。なぜ詰まるのか、なぜ動けないのか。実は、ガラスの天井を見ようとすると、こういう戸惑いが生じます。不思議ですが、課長が今、感じている戸惑いこそ、ガラスの天井なんです。

そこを、自らが女性職員の話聞いていくうちに、自らがガラスの天井と向き合うことになっていきます。そうすると動くに動けない状況にはなっていくんです。これは非常に重要なポイントなんです。女性の側に身を置いて考えていったからこそ起きた戸惑いであります。このことは重要なので、本気で構造を変えるために何が必要かということ、ぜひ担当課長自ら、私は言いました、この戸惑いこそ可視化してくださいと。課長のつぶやきでいい、なぜ女性が管理職になれないのか。なぜなれない職場なのか。何を換えればいいのか苦しんでいると。そのつぶやきをまず発し続けていくこと、女性の職員をつぶやきでもいいです。

そういうことのプロセスの可視化を市民に公表しながら、本日、すごく鋭い陳情を頂きました。もうこの陳情の続きを出さしてはいけません。ぜひ陳情者も含めてプロセスを可視化して実際の、実効的な計画に変えていくための変革というか、試みをやっていたいただきたいのですが、2点最後に質疑します。

陳情者との可視化に向けてのもっと積極的な議論を進めてください。さらに、戸惑い等の今、ガラスの天井とは何なんだということ戸惑っているならば、そのことそのものを出していく、ギャップと出していく。そういうことが必要だと思うんですが、そのような試みはしていただけませんか。課長に伺います。

○【平職員課長】 ガラスの天井を出すと、示していくということでございます。私自身、きっちりまだ整理が完全にできていないわけではなく、今、御提案いただいた内容については検討してまいりたいと思っております。以上です。

○【上村和子議員】 陳情者にお聞きしたら、この間、進行状況とかで市のほうから話の場を求められたことはないということですから、ぜひ政策議論、研究を市民と一緒に考えてみてください。実は課長の悩んでいることは女性たちが悩んでいることかも、男性たちが悩んでいることかも、根本的な解決につながると思います。

私は最後に意見を言いますが、国立市は環境整備を重点的にやっていくということをおっしゃっています。具体的には、私は男性の育児休業を100%すべきだと思います。簡単だと思います。育児休業、看護休暇を100%していくと。男性がまずやっていくということが一番変えていく有効な一歩だと思います。

それと、環境整備はほとんどできています。むしろスキルアップです。女性がスキルアップしている第2ステップに上がって行ってください。非正規職員でも構いません。女性が力を持っていれば管理職になれていく、そういうスキルアップのステップを積極的にやっていけば、女性たちは必ず役割を全うします。それは、私は自信を持って言える。今、非正規で女性相談員をやっている人、課長、

できます。政策提案、できます。それを、そういう道の女性のスキルアップを保障する、そういう仕組みの整備が今一番必要ではないでしょうか。意見としておきます。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 性別に関係なく、誰もがやりたい仕事をやっていけるようにする非常に重要なことだと思います。社会全体においても、なかなかそれが実現できていないというのも私は感じます。特に今、もう世の中が変わってきて、小さな子供たちだったら男女の区別とか、そういうのが減ってきているのかと思います。かもしれないんですけど、なかなか実はそうになっていなくて、保育園とかでも既にあれば男の子の遊び、女の子の遊びとかそういう色分けが既に始まっていて、うちの子もそういうのを持ってくるんだと感じております。公立保育園とかでは、そういうところを結構気をつけてはいるとは思いますが、そういったところも、今まで学校というところではいろいろあったかと思うんですけど、あまり保育園という話題はなかったかもしれないので、そういったところに気をつけてほしいと思います。

また、組織的にも、性別による色分けというのはなかなかあるのかと思います。国立市じゃないんですけど、私の知っている人事の方が、普通に入社テストを受けさせると女性のほうが圧倒的に優秀な方が多くて、それどおり採ろうとすると8対2ぐらいになっちゃうから、げたを履かせて5対5にしているとおっしゃってました。そうしないと女性のほうが優秀。だけど、会社に入った後、伸びるのは男性ともおっしゃってました。なぜ伸びるかというのは、会社組織風土自体が男性村というのに私はなっている面があるんだと思います。夜遅くまで飲み会に付き合うとか、男同士のなんちゃらかんちゃらとかそういうものがあって、伸びていくというか順応できると。だから組織風土全体を、ぜひとも国立市は少なくとも変えていってほしいと思います。そういう組織風土が全体的に変わっていかないと、性別に関係なくというのは難しいことなんだと考えております。

また管理職、課長、部長でそこでも、役職のところでもハードルがあると、確かにそのとおりにかと思うんですけど、僕は課長、部長でもハードルの1つが何かしらあると感じておまして、その1つのハードルに、議会もその1つの障壁になっているんじゃないのかと感じます。議会对応は、私は結構大変だと思っておりますし、議員がむちゃなことを言うし、議場でさんざん詰められて、なかなかやる気をなくしてしまうということが実際にあったし、まだあるんじゃないかとも思います。そういった私たち議会議員としても、そういったところを少しずつ、少しずつどころかもっとしっかり改めていって、一緒になって、あの議員さんたちだったら政策を一緒につくりたいんだという議会になっていかなくてはならないのかと思います。そういったところ全体を直すことをしていく必要があるんじゃないかと思います。

そして、陳情事項1、2、3、また陳情第6号の資料ですけども、こういったところを1つずつ着実にこなしていってほしいと思います。実際に、確かに難しい目標設定には私はなっていると思いますので、それを本当にできるように庁内全体を改善していただけたらと思います。

○【住友珠美委員】 本陳情には採択の立場で討論いたします。

ジェンダー平等を前に進めるという観点から、この陳情は大変重要であります。国連サミットにおいても持続可能な開発目標、いわゆるSDGsが策定されましたけれども、目標5にはジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女兒のエンパワーメントを図るとされております。また、女性活躍推進法の中で、たしか女性管理職の割合を30%にするという目標があったと思います。

しかしながら、実態はどうかと言いますと、国立市で考えてみましても、令和2年度の4月で女性

管理職の割合が10.7%でありました。また、男性の育児休業の割合を、今、お聞きしたところでも20%程度。育児参加休暇は5日間、育児参加休暇だけで育児が終わるわけではない。先ほどの上村議員の発言にもありましたけれども、育児休業を100%取ることが本来の目標ではないでしょうか。

また、今回、資料を頂きまして読ませていただいた中で、最後のほうの行にあります、ガラスの天井を数に任せた突破ではなく、構造から解体することを目指したアクションプラン、これが必要だと述べておられました。まさしく私もそのとおりであると感じております。今、女性管理職の中では高くない昇格意識とおっしゃってございましたけれども、本当にそうなのでしょうか。私は能力が同じだけある女性職員さんであれば、もうそれこそ管理職を目指す、自分のステップアップをしていきたい、これは当然の要求になってくると思います。できないのは構造自体に問題がある、この構造を変えないことには、本当に女性が働く環境が変わっていきません。また、男性も育児休業をしっかりと取れる、参加ができる、これを変えていかなければいけません。

このことを思うときに、しっかりとやっていく必要があると思う。それとともに今回、出された陳情事項1番に関しまして、まだ公表されていない理由をお聞きいたしましたけれども、まだ理由も曖昧でございました。しっかりと今、国立市が抱えている問題も含め、しっかりと公表をしてほしい、そのように思います。

また、陳情事項2番、3番につきましても、陳情者様の話からも公表をしてほしいということでございましたので、ぜひとも公表を考えてほしい、そのように申し上げまして、本陳情には採択とさせていただきます。

○【小口俊明委員】 本陳情は令和元年第3回定例会において、提出をされました陳情に関連し、さらに推進をしようとするものであると認識をしております。

当局に確認をいたしましたところ、陳情事項1につきましては、国立市女性活躍推進アクションプランの振り返りに関して、庁内においては既に取りまとめができており、これを基にそれを整え、公表するというものであります。

また、陳情事項2につきましては、プラン・条例の実効性や女性管理職割合などは公表しているけれども、経年での比較になっていないということのようですので、これは経年比較が分かるように表を作り直し、さらに公表していただければと、このように思います。

陳情事項3に関しましては、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく、特定事業主行動計画の改定作業は完了していないという状況が報告をされました。ぜひこれは完了を進めてください。よろしくお願いをしたいと思います。陳情書では最新の状況の確認となっておりますけれども、さらに、これは全てホームページ等でぜひ公表もしていただければと、このように思います。

また、陳情者からの資料が本日提出されまして、そこで指摘をされました事項がありました。管理職と役職の違いによるハードルの引下げになっているのではないかと御指摘でありました。このことに関しまして、先ほど当局に確認をいたしましたところ、ハードルを下げるというものではないと。全体の底上げという捉え方の答弁があったかと思えます。このことにおいて、実質的には女性活躍推進の妨げにならないように、管理職の指標もしっかりと踏まえた上で、今後の取組を進めていただくよう求めまして、本陳情には採択といたします。

○【稗田美菜子委員】 本陳情には採択の立場で討論させていただきます。

陳情者におかれましては、陳情の提出、本当にありがとうございます。言っていることはごもっともなことだと思います。陳情を出したにもかかわらずというのは最も不誠実なケースだと思いますし、

いま一度何がいけなかったのか、きちんと振り返ってそれを改善につなげていただきたいと思います。ただ、その一方で、市役所がこれらの課題について実行に移すための手段は丁寧でなければいけないと思いますし、それと同時に、目標に対してその手段が合致していることには問題があるのかとも思います。

卑近な例でありますけれども、私自身も今2歳の長男と7か月になる2人の息子を育てております。仕事をする中で多くのことを確かに悩みます。妊娠しているときには、自分自身の成長のために責任あるポジションを取っていかうかとか、立候補してみようかと思ったりする一方で、万が一、穴を開けてしまったらどうしよう、子供に影響が出てしまったらどうしようと、実際悩みました。出産してから、2人目は少し体が弱いので、心配事が多い毎日を送っております。その中で、子供にすぐに対応できるように、万が一病院などの対応をしなければいけないときに動けるようにと思うと、仕事を抜けても大丈夫なようにしておかなきゃいけないという気持ちも非常によく分かります。仕事の代わりは幾らでもいるけれども母親は私しかいない、そんなふうにも実際考えたりしています。逆に今度、仕事が忙しくなると、実は仕事が忙しいことで外に出る機会が増えますので、私自身の精神的なバランスは非常に安定する傾向が私にはあるんですが、そうすると、いつもより例えば晩御飯の時間が遅くなってしまって、お風呂に入れる時間遅くなる。そういう現実が続いていくと、私はもしかして母親の務めをしっかりと務めてないのかとか、悪い母親なんじゃないかなんていうことも頭をよぎるんです。そういう、もしかしたらこれは私も含めてごく少数の人に当てはまっていることかもしれませんけれども、そうやってあらゆることを考えて、いろんなことに悩んで毎日を進めているのは少数かもしれないですが、いるのは事実だと思います。

育児や介護とか仕事を個人が背負う形ではなくてパートナーや地域、あるいはチームや組織が背負う形になっていかないと、責任感があるからこそ仕事に力を注げないと考えます。また、その一方で、女性の活躍を推進していた結果、男性の活躍の場やスキルアップのチャンスが減ってもいけないとも考えます。大切なのはジェンダーバランスの取れた組織づくりであり、全てが満足のいく結果にはならなくても、納得できるルールや組織づくりはできるはずです。ぜひそれには当事者と対話をしながら、そういう組織づくりに取り組んでいただきたいと思います。

私自身、ワーキングママの1人として、私なんかは本当に仕事も育児も半人前で、半人前にも及んでいないかもしれませんが、だからこそパートナーからも、私の職場である議会の皆様からも、そして市役所の皆様も、友達も、地域も理解してサポートしてくれていると思います。社会人としても、母親としても、パートナーに対しても反省ばかり、自己嫌悪に陥ったりもしていますが、そういうときに私は人生は1度きりだと考えるように、今のところ心がけています。一生懸命悩んだり苦しんだりすることは絶対にいい仕事につながると信じていますし、頑張っている姿そのものは子供にちゃんと伝わっていて、いい子に育っていくんだと信じています。

ぜひ一人一人が輝ける職場環境を整えていただきたいと思います。職場環境が整って初めて、女性が活躍できると思います。これまで女性は活躍してきました。事実、女性の管理職は女性だからという理由ではなく、それだけの能力があるからこそ起用されたわけです。それをさらに推進していくためには、さらなる環境整備が必要だと考えます。そのために、数値目標や経過の報告、公表は重要であると考えますし、指針やビジョンを記された計画はもっと重要だと思います。

陳情者は羊頭狗肉になってはいけなとおっしゃっていました。自ら決めたルールや目標を達成する努力をしないで、数値合わせをしてはいけません。それはすなわち組織改革にしっかり取り組んでく

ださいという表示だと私自身は受け止めました。初めに申し述べましたように、計画や目標は重要ですが、それらを達成する手段はもっと重要です。そこには丁寧に取り組んでいただきますことをお願い申し上げます、採択の討論とさせていただきます。

○【石井伸之委員】 本陳情は採択の立場で討論をいたします。

男性と女性では、ライフイベントの違いによって、公務員としてのキャリアを積み重ねる際にどうしても差が出てしまうという部分は、しっかりと受け止めなければならないと認識をしております。そこで、この点をどのようにサポートができるのか、この点がガラスの天井を突破するためにも十分検討が必要な部分であると認識をしております。また、現在、部長職において女性がいないという部分については、当時の採用数に男女差があったことが大きな要因であると認識をしております。現在は採用時において、男女を均等に雇用しておりますので、いずれは部長職において多くの女性部長が在籍することになると想像することができます。ただし、それも現在の女性活躍推進アクションプラン、こちらが十分に効果を発揮できる施策を検討していただく、この点が重要であると認識をしております。

そういった中で自己申告票などのツール、こういったものを活用する中で、実際に女性職員の方が現在、何に悩んで、どういった部分で自分が管理職に就けないのか、この点について丁寧にアプローチをしていただくことによって、今現在、管理職として頑張らせていただいている女性の課長さん、そういった方としっかりと話をしていく中で、どのようにワンステップ上がっていくことができるのか、この点をぜひとも丁寧な対話を重ねていただきまして、少しでも女性も男性も働きやすい国立市役所となるように、そして、誰もが管理職を目指せる環境整備に向けて努力をしていただくようお願いをいたしまして、採択の討論といたします。

○【古濱薫委員】 陳情第6号につきまして、採択の立場で討論いたします。

まず、女性がもはや働くことが全く珍しくない時代になっても、庁内においては、先ほどの資料にもありましたが、女性管理職の割合、これはジェンダーバランスが偏っていると言わざるを得ません。女性の昇進について語る際に、しばしば役職を与えようとしても女性が引き受けたがらない、アクションプラン、1ページにも管理職を目指す女性職員が多くないと記してあります。そういったことを耳にします。私はここに何か課題が隠れているように感じてなりません。と言いますのは、女性の進出が進まない理由を女性に背負わせていないかという気がするからです。男性と女性、また女性でも男性でもない、あるいは両方である性別の方、そういった方々も含めて共に働けていないこと自体が全ての人にとって課題だと考えます。

先ほどの質疑で、男性の働きやすさについて触れました際、育児休業取得以外に男性の働きやすさ自体は進んでいるのか、質疑に至らなかったことを少し悔やんでおります。女性のワーキンググループの提言が立ち上がったのであれば、男性のワーキンググループ、そういったもの、そして市長室がおいでになっていますが、多様な性の方々のワーキンググループ、そういったものが立ち上がる必要もあったのではないかと、これから立ち上げる必要があるのではないかと考えております。

昨年の9月、私は総務文教委員会の中で、男性中心の職場でこれから女性も対等に一緒に働こうというのは、意識の改革はもちろんですが、これからルールが全く変わることになるのだと述べました。それはスポーツで言えば競技が変わるようなこと、あるいは全く新しい競技を共につくっていくようなことかもしれません。果たして社会は、国立市は、ルールを自分たちが無意識に持っている男女別の役割の意識を変えていくことができているのか、そういった進捗の確認として、陳情者がおっしゃ

るように検証、報告を行い、それを情報公開して可視化していくことは当然であると考え、陳情事項を採択とし、私の討論といたします。

○【藤江竜三委員】 可否の判断を申し上げ忘れていました。申し訳ありません。採択といたします。

○【遠藤直弘委員長】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。お諮りいたします。本陳情を採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本陳情は採択と決しました。

ここで昼食休憩といたします。

午後0時9分休憩



午後1時10分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



### 議題(3) 陳情第8号 国立市小中学校給食の更なる充実に向けての陳情

○【遠藤直弘委員長】 陳情第8号国立市小中学校給食の更なる充実に向けての陳情を議題といたします。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。なお、趣旨説明は簡潔にお願いいたします。

○【酒井幸子陳情者】 今日には陳情に向けてこのような機会を頂きまして、ありがとうございます。また、陳情の文章中に1字誤記がありまして、その訂正も了承していただきましたことを、重ねてありがとうございました。

それでは、陳情の趣旨を説明させていただきますが、読ませていただく形でいたします。

国立市小中学校給食の更なる充実に向けての陳情。

陳情の趣旨。子供たちをめぐる様々な危機的要因が深刻化しています。ライフスタイルや環境の変化、貧困等で、子供の食環境も急速に変化し、健康面の影響も憂慮される状況です。市民一人一人が考えていく問題とはいえ、もはや家族や個人の力で解決することは難しくなっています。このような社会的情勢の中で、学校給食が果たす役割が再評価されています。

学校給食はその萌芽期から、貧困児童の救済、教育の効果、栄養学による科学化、スティグマの回避、災害対策としての有用性、藤原辰史氏『給食の歴史』が認められており、それらはまさにコロナ感染症などの今日的課題につながります。

平成17年6月、国民が生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育むための食育を推進、第1条とする食育基本法が制定されました。併せて、同法は市町村に対して、食育推進基本計画の作成に努めることを求めています。本計画は全国78.1%の市町村で作成済みですが、本市はまだ議論もこれからです。2015年度。2020年度全自治体達成が目標。

国立市では、令和5年を目途に給食センターが新築されます。令和2年2月会派代表質問において、市議の質問に永見市長は、給食センターが食育の拠点になっていくことは自明と答弁し、食育の基本計画作成に前向きに取り組むことを表明されました。

給食センターが国立市の子供たちの心身の健やかな育ちを応援し、なおかつ、市民全体の食に関する課題に向き合う存在となるよう、指針となる基本計画の速やかな作成が望まれます。

新給食センター建設に向けて、国立市は整備運営事業に係る要綱を設置し委員会を立ち上げるとのことですが、非公開と聞いています。これでは、どのような内容が審議されて決定に至ったのか不明であり、市民の意見が十分反映されたものになっているか大変危惧しています。以上。

次の2項を検討事項として陳情いたします。

陳情事項1、国立市の未来ある子供たちの成長を根幹に据え、実効性のある食育推進基本計画の制定をお願いします。

2、新給食センター建設については、子供や市民の意見を幅広く取り入れてください。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 では、何点か質疑させていただきます。

本日は貴重な陳情を頂きまして、本当にありがとうございます。では、まず、この陳情の趣旨にありました上から4行目になります、学校給食が果たす役割が再評価されていますというところがございますけれども、今、本当にコロナ禍で非常事態に陥っている大変な非常事態でございます。私もこの非常事態にありまして、学校給食の目指すところ、これが本当にどのように目指していくかということがすごく重要なところだと思っておりますけれども、この学校給食が果たす役割について、陳情者さんの思ったこと、考えていることがございましたらお話しいただけますでしょうか。

○【酒井幸子陳情者】 3月の初めに急な休校になったりしまして、3か月にわたり学校も休みになり、給食もなくなりました。ある意味、給食の価値が再評価されるような事態になったのではないかと思います。それは今、家庭の中では、共稼ぎの家庭も多くなっていますし、そのような休校になったとき、多くの保護者の方はとても戸惑いを感じたのではないかと思います。また、貧困の問題もあり、子供たちの食が十分でないお子さんもいる中で、学校給食の評価というのがとても再評価されて、大事なものというふうになったと考えます。

また、コロナのときに急なお休みになって、今お話ししましたように、保護者の中で戸惑いもあったかと思うんですが、市によっては、そこら辺の保護者のいろいろな課題を勘案して、三多摩のほかの市では、いち早く給食を必要な子供たちに提供したような市もあります。やはり給食の必要性というものが、このようなコロナの中で、またこれからも突然の災害とかいろいろなものの中で、給食の必要性ということがもっと再評価されていく必要があるかと考えます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。今、本当に、るる重要なところを述べていただけたと思っております。本当に再評価される、それもこのコロナ禍、非常事態でございました。その中、食育基本法が市町村に対して食育推進基本計画作成に努めることを求めている。これは本当に、この食育推進基本計画の基になる大事なところだと私も考えているんです。本計画は、全国で約8割近い市町村で既に作成されている。しかしながら、国立市はまだ。このことに関して陳情者さんはどのようにお考えになりますでしょうか。

○【酒井幸子陳情者】 食育推進基本計画は、大人も子供も全世代を網羅するような食育のいろいろな総合的、計画的な推進というものを目指しているものではないかと思います。また、学校給食においても、今まで国立市の学校給食というのは、親御さん、保護者の方たちや市民の方たちのいろいろな願いをその給食の中に盛り込みながら、国立方式というような形で進められていっていると思います。

食育推進基本計画の制定をしていただく中で、それらの給食のよさというものがさらに充実していくものになるように、また、今申しましたように全世代ということですので、やはり大人たちも、全ての世代が食育の大切さということを、この基本計画を制定する中で市民みんな考えていけるような、そういう流れになっていったらいいなと考えます。

○【住友珠美委員】 どうもありがとうございます。まさに今、陳情者さんがおっしゃったように、大人も子供も生きる上で食は本当に大切なところなんです。この食育推進基本計画を立てていくこと、そして、その中にやはり今まで国立ブランドとして培ってきた経験、そして蓄積を入れていくこと、本当に重要だと私も考えます。ありがとうございました。

○【稗田美菜子委員】 2点お伺いさせていただきます。

まず1点目。現在も、当初の計画に比べると、新給食センターのオープンについて、ちょっとざりざりの状況になりつつあると私自身は認識していますが、この陳情は、丁寧に取り組むことによって、それを遅らせてしまうようなものにもなりかねないかなと思うんですけども、センターのオープンということについてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○【酒井幸子陳情者】 今回の2つの陳情というのは、学校給食の――陳情のところのトップに書いてありますが、さらなる充実に向けての願いということで出させていただきました。決して遅れるとかそういう問題ではなく、やはり今の給食センターも、それから新しい給食センターも、同じようにさらなる充実に向けて考えていただいて、子供本位のいい給食になってほしいなという願いから出したものと考えていただきたいと思います。

○【稗田美菜子委員】 よく分かりました。ありがとうございます。

それから、もう1点目。陳情事項の2つ目で、子供や市民の意見を幅広く取り入れてというふうにありますけれども、市民の意見を聴くということを考えると、公募という形が私はぱっと浮かんだんですが、そういった公募の形に、こだわっていると言ってしまうのが悪いですけども、そういう形を求められているのかどうか、お伺いいたします。

○【酒井幸子陳情者】 公募というのは、市民の公募枠というか、そういうことでしょうか。

○【稗田美菜子委員】 そうですね。市民の公募枠を絶対につくらないといけないということを求められているのかどうか、お伺いいたします。

○【酒井幸子陳情者】 本来だったらそうかなと思っております。また、そうあってほしいと思いますが、要綱ができたというようなこともあったりして、そこら辺が困難であるのかどうか、そこは私もちょっと分からないんですけども、この2番にありますように、子供や市民の意見がその中に反映されているのかどうか、そこら辺のところがとても気になりますので、反映されたものであってほしい。

それから、新しい給食センターができましたときのその給食センターの理念というんでしょうか、そこら辺のところも十分市民の意見を取り入れ、なお、そこら辺の経過がもし分かるようであれば、それは市民側として、また保護者側としてよりよいものになるんじゃないかなと考えます。

○【稗田美菜子委員】 そうしますと、必ずしも公募という形だけではなくて、ここに書いてありますとおり、幅広く意見を取り入れることと、それが会議の形態も含めて中が透明化されているというんでしょうかね、情報が分かるような形であればいいという解釈でよろしいのか、確認のためお伺いいたします。

○【酒井幸子陳情者】 先ほども申しあげましたように、理想としてはそういうものなんですけれど

も、現状ということを考えたら、今稗田委員がおっしゃったようなところをぜひ実現していただくように、よろしく願いいたします。

○【藤江竜三委員】 稗田委員と重なるところもあるんですけども、陳情書を見ますと、裏面ですね、「給食センターが国立市の子どもたちの心身の健やかな育ちを応援し、尚且つ、市民全体の食に関する課題に向き合う存在となるよう、指針となる基本計画の速やかな作成が望まれます」というふうにあると思います。そこで、食育推進基本計画なんですけれども、これは、給食センターを造る前につくってほしいということなのか、もしくは、給食センターができた後でも、しっかりしたものをつくって、その後、給食センターのほうにその考え方を少しずつ反映させていくといった形もあり得るのかなと思うんですけども、そういった形でよいのかということを確認させてください。

○【酒井幸子陳情者】 先ほど稗田委員のときにもお話しいたしました。やはりつくる過程での基本理念などは、つくっていく過程で十分議論されていくと私どもは考えております。としますと、やはり前に食育推進基本計画が制定されることが、よりよい学校給食センターができる上での大事なことだと考えます。ですので、前にやはり制定されていたら、ちょっと時期的にそこら辺のところ、私は分かりませんが、もしある程度の——ある程度というか、食育推進基本計画がしっかりできた上での議論ができれば、それはよりよい学校給食センターができるのではないかなと考えます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、当局に対しての質疑を承ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 では、何点か質疑させていただきます。

陳情の趣旨にもありましたけれども、食育推進基本計画は、全国で約8割の市町村で策定しておりますけど、本市がまだということ、これはなぜまだやられていないのか、なぜやられないのか、その辺をまずお伺いしたいと思います。

○【永見市長】 この法律ができたのが平成17年です。時の首長さんは上原公子氏です。それから関口さんがいて、佐藤市長がいて私です。その間、3代の市長は取り組んでこられませんでした。ここで、やはりそういうことについて、食育というか、特にこういうコロナとか危機管理というような問題、それから社会の中における様々なひずみの中においては、あるいは産業の振興というようなことも含めて、食育の基本計画をつくっていくことが妥当であろうということで、この間、御答弁を申し上げておるわけでごさいます、前の首長が、なぜ17年当時から取り組まなかったかということは私は存じ上げておりませんので、それは御容赦願いたいと思います。

○【是松教育長】 直接、計画が何でつくられていないのかということとは関係ないんですけども、陳情者の方の意見も含めた中で、この計画がないから給食センターの建設を急ぐべきではないのではないかとということがありましたので、この食育計画とそこの関係について少しお話をさせていただいても構いませんでしょうか。

○【遠藤直弘委員長】 よろしいですか。

○【住友珠美委員】 はい。

○【是松教育長】 実は、学校給食法、御覧になっていただいていると思いますけれども、これは昭和29年につくられているんですね。今からもう70年ぐらい前になるんですか。食育基本法ができたのが、先ほどから議論されているように平成17年です。この間、学校給食法の中で、学校給食が果たす

役割というのが社会的な状況の中で様々変わりつつも、ずっと学校給食を行ってまいりました。平成17年に食育基本法ができたときに、いち早く学校給食法も、学校給食において食育をしっかり果たしていくんだということで、もう法改正されていて、我々は学校給食における食育というのは、平成17年以降、学校給食法の中に定めた内容に従ってしっかり行ってきているんです。これは学校においても、食育の推進を各教科の中で行うようにということになっておりまして、各学校においても、例えば家庭科ですとか、それから保健体育であるとか、社会であるとか、理科であるとか、総合的な時間であるとか、体験学習とかにおいて、全て教科横断的に食育を行うことということになっておりまして、この平成17年の食育基本法がつけられたときから、学校ももう食育に取り組んでいるんです。

それから、学校給食も、そうした学校の教科横断的な食育に期するような献立や食材を提供することが求められますので、その点についてもしっかり給食センターにおいては、行事献立を作ったり、それから季節の献立を作ったり、あるいは地域の食材を使った献立を作ったりという形で、学校における食育の教材としての提供をずっと17年間務めてきています。つまり、こういう食育計画があるかないかにかかわらず、学校において、あるいは給食センターにおいては、既にもう食育に15年間取り組んできて、その実績もあるわけです。

ですから、こう言うのはなんですが、先ほど陳情者の方がおっしゃっていましたが、食育というのは、子供たちだけではなくて全ての世代において食の大切さを知らせていくという内容であり、これは国民運動なんですね。実は、その中で学校教育における食育というのは、私はしっかりもう方向性がつけられているし、しっかり推進されていると思っています。されていないのは、それ以外の分野においてまだまだ立ち後れがある。家庭や一般市民、市民団体、企業、消費者、生産者、そういう方々がもっともって日本の食というものを考えていかなきゃいけないというところにあるので、この食育計画というのはやはり、つくっていないのであれば、私はこれからでもつくっていくべきものだと思います。

ただ、それがいないから給食が進められないとかというのは、私が今まで話したとおり、歴史の中では、今頃になって食育かよというのが学校教育側から見た感想でありまして、しっかり学校教育以外でも食育政策をやってほしいというのが学校教育側の意見ということで御承知おきいただきたいと思えます。

○【宮崎政策経営部長】 御質疑で、今後どうするんですかというところがあったかと思しますので、その点について私のほうから。

既に市長のほうからも指示がありまして、国立市として食育推進基本計画をつくってまいります。現在、国立市の様々な事業分野において食育に関わる、いわゆる食に関する取組を行っておりますので、現在、政策経営部におきまして、全庁的にどういった課題解決のためにどのような事業を行っているか、これを今調査して、今後集約してまいります。その辺をある程度まとめた上で、関係部局が集まって、国立市としての食育推進基本計画、何を柱としてどのように定めていくか、その辺を含めて、政策調整会議のような形で協議しながら、具体的な進め方はまだこれからなんですけど、しっかりと取り組んでまいりたいと。

あと、この陳情の中に、実効性のあるというような表現がございました。私ども、その調査に当たっては、現在どういうものがありますかだけではなくて、実は、今後、様々な課題解決のために、食育というものをツールとして活用できるものがあつたらそれも出していただきたいと、そういった形で調査をしたんですが、今集まってきている中では、残念ながらそういったものは出てきておりませ

ん。ただし、今後議論していく中では、そういった新たな課題も踏まえて、しっかりとした国立市なりの食育推進基本計画をつくってまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。市長をはじめ、教育長、本当に食育の重要性というのを述べていただいて、また今、政策経営部でもこの食育推進基本計画をつくるということで確認が取れたところですけども、そうですよね、これ、やっていただけるんだったら、ぜひやっていただい。そうしますと、この計画、大体どのくらいに策定する予定なのか、その予定を教えてくださいますか。

○【宮崎政策経営部長】 現在、いつまでにつくるということを具体的に申し上げることはできません。給食センターは基本的に、老朽化に伴って建て替えを今後進めていこうと思います。一方で、食育推進基本計画についても並行して取組を進めます。その中で、ある程度、意見交換をしながら、取り込んでいくものがあれば取り込んでいくでしょうし、今現在は、すみません、市でつくっていく上で、政策経営部で状況を集約するために調査をしている段階ですので、いつまでにとかそういったことは、申し訳ないんですけど、具体的に御答弁できる状況にないというところについては御理解賜ればと思います。以上です。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。これからということでもあります。ぜひ私は、これは早急につくっていただきたい。今、教育長もおっしゃったように、食育、今さらとおっしゃっていました。もう取り組んでいるという御意見を頂いております。というのであれば、しっかりこれは計画を早めにつくっていただくよう、お願い申し上げたいと思います。

それと、もう1点でございます。裏面になりますけれども、今回、委員会設置のことなんですけれども、非公開となっておりますけれども、なぜこれは非公開なのか、その辺を教えてくださいますか。

○【古川教育施設担当課長】 評価委員会の御議論いただく事項は、基本的に事業者の募集に関することですか仕様のなこと、それから採点項目ですとかその基準、こういったことになるかと思えます。ですので、事業者の選定基準とか概算費用といったこと、こういったことも委員会の中では御意見を頂いたり、そういうことを検討していくことになるかと思っております。通常、市の入札ですとかプロポーザルにおいても、その辺の過程は公開しておりませんし、仮に公開した場合、事業者間の不公平にもつながることが想定されます。

また、事業者の提案内容のプレゼンを受けまして、各委員さんごと、御意見とかを頂くこととなりますけれども、各事業者の提案書ですとかプレゼンの内容、ここには企業の知的財産、こういったことも含まれるかと思っております。ですので、その過程ですとか提案の詳細を公開するということは、提案企業との信頼関係、これを壊してしまうおそれがある。それから、それを危惧した企業が手を挙げる、入札ということをしていただけなくなってしまう、こういったディスインセンティブにもつながるかと思っております。

ですので、委員会の議事、それから委員会自体ですね、それを公表しないということ考えていきたいと思っておりますけれども、委員会での御議論の結果ですとか、こういったことは都度、ホームページなどでも皆様にお知らせしていきたいと思っております。以上になります。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。今、非公開の理由、募集の基準とか、そういったことに対して問題があるので非公開にしていくということを理解いたしましたけれども、市民の意見を十分反映されているのかというところを危惧されているわけですね。こういったところはやっぱり不透明であってはいけないと思うんですけども、その点に対してはどのように対処していく予定でしょ

うか。

○【古川教育施設担当課長】 まず、今後、市が事業者を募集するに当たって、先ほど、委員会を組織しということをお話をさせていただきましたけれども、そこで個々の委員さんの意見を参考にしながら市として事業者を選定していきたいと思っています。

評価委員会では、給食を直接食べる人、それから作る人、携わる方々、こういった方々の意見、具体的には保護者ですとか、学校長、それから市の栄養士、それから給食センターの建設ですとか調理に関する学識の方々、こういった方々で構成していきたいと思っています。ですので、まず一義的には、委員会のメンバーの構成の中で、市民の意見というものは取り入れることができるかと思っています。

それから、加えまして、委員会の経過については、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、そういったところで、都度都度、委員会での結果、こういったものを公表していく中で、市民の皆様にも広くお伝えさせていただいて意見を頂くようなことも考えていきたいなと思っています。以上になります。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情第8号について、上村和子議員から発言したいとの申出がありました。

お諮りいたします。上村議員の発言を許可することに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員。よって、上村議員の発言を許可することに決定いたしました。なお、申合せにより、委員外議員は委員と重複した質疑及び意見、討論を行うことができず、採決に参加することができません。また、発言時間は1議題10分程度となっておりますので、よろしくお願ひいたします。上村議員。

○【上村和子議員】 ありがとうございます。陳情第8号、国立市小中学校給食の更なる充実に向けての陳情について、質疑します。

現在、国立市の施策の中に食育に特化した施策はありません。部分として、食育に関わるような内容が様々なところにはありますけれども、食育に特化した施策はないと思っています。ない以上、施策の上にある政策としてあるかどうか問われています。コロナ禍において、永見市長は、食及び食育についてどのような政策を持ち、実現するのか、質疑します。これが1点目です。

その際、新給食センターに食育のビジョンの実現を可能としていくためには、業者選定基準をつくる評価委員会に食育の専門家を入れることが不可欠だと考えます。市長、そして教育長が考える食育の専門家の中身について何を求めるか、具体的に質疑します。これが2点目の質疑です。以上です。

○【永見市長】 事前に通告いただいて、コロナ禍における食と食育ということの政策は何なんだと。どこに課題があってどういう政策をするのかということをお答えろという御質疑を頂きました。

コロナ禍という特定の状況ですので、私のほうから総括的に申し上げますと、実は、食に関する課題というのは、高齢者の食事の問題、これは特に重たくて、数も多くて、配食から様々な形で行われております。それから、しょうがいしゃも、ヘルパーさん等の関わりの中で行われております。要するに、社会的な支援の中で食が支えられている。要するに、市民の健康な食生活を支えるという意味では、高齢者、しょうがいしゃの問題、それから、学校給食が果たしている子供たちの健康、あるいは食に対する理解というような課題も扱われています。それから、保育園、幼稚園等々、様々な世代、年代にわたって食の課題があるという認識に立ったときに、実は今回のコロナの問題が出てきたとき

にどういう課題が顕在化したのか。端的に申し上げますと、一番弱いところに顕在化したんだろうと思います。そういう意味では、高齢者、しょうがいしゃの生活を支えるサポートとしての食の機能は、従前果たされておりました。これは配食サービスも、ヘルパーも、デイサービスも。ですから、そこは比較的順調にいったと思っております。

しかしながら、実は、路上生活の方々がどうであったのか、低所得の路上生活の方々の食がどうであったのかというのは、これは十分把握できていませんが、相当困難な状況にあったんだろうなと思います。

それから、もう1つは、低所得の方の独り親世帯であるとか、そういうところの経済的困窮に伴う食の問題があったらと思うしております。それから、やはり学校給食がなくなった期間における食、特に今言った独り親とか、扶養手当を受けているような家庭の食の課題が、正確な統計を取っているわけではないけれども、あったらと思う思います。

そういう意味では、コロナ禍における食の政策というのは、そういう方々の食をどのように補完し、健康で文化的な市民の生活を保持していくかというところに、やはり政策のポイントは1つの危機管理としてあるらと思う思います。危機管理の中です。通常ときは、それは通常の施策の中にちりばめられておりますけれども、危機管理のときにどうするんだということ。その意味で、様々な政策を——施策と言っていていいですね、それから施策のレベルへ下りていったときに、今度、子ども食堂の問題をやらせていただいたり、金銭的な給付の問題をやったり、あるいは第2波、第3波に備えて、地元の商工者の皆様とどういう連携をしながら、クーポン券が配れるのかどうかというようなことをやりながら、危機管理と健康な生活の確保ということに取り組んでいく必要があったらと思う思います。あるいは、これからも起きるらと思うことを感じているところです。（「2つ目」と呼ぶ者あり）2つ目の問題につきましては、学校教育課程における食育の問題というのは、これは教育長が語るお話しになられる給食センターの機能ですね、学校教育の中におけるところらと思う思います。私から見ますと……（「短く」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、時間。給食センターを取り巻く子供と給食センター、提供する側と食べる側、ここの相対の関係においては、これは学校教育の関係になりますけれども、その周辺の外部的な機能、これは議会でも、震災のときどうならるか、あるいはコロナのときどうならるかとか様々、学童に対してできないのかというような、その周辺の外部的な機能を活用して、子供たちとか——給食ですから特に子供たちですけど、の食の安定を図ることがどこまでできるんだということが議論されてきております。

そういうような、私の観点からいけば、そういう外部的な関係がどこまで盛り込まれていくことができるらるか、こういうようなことを、精通されている方が御意見を私どもに頂けたら幸いかなと考えております。

○【是松教育長】 市長が今、外部的な問題をおっしゃっていただいたので、私は、根幹である学校教育における内部的な食育をどういうふうに新たな専門家の知見を得ていくかということにならるかと思っております。

学校教育に資する食育機能を新センターにさらに充実していくということは、これはもう当たり前のことでございますので、しっかりそういう意味での要求水準書に対する意見を述べていただいたり、あるいは業者選定基準について、その際にそういう知見を頂きたいと思っております。単にそういう専門家だけではなくて、食育という観点からすれば、先ほど私が語るお話ししましたように、学校における食育のキーパーソン、これは学校長と、やはり給食を作る側の栄養士であらうということ今

回、学校長と栄養士も評価委員に入ってくださいました。さらに食育の専門家に入ってくださいると、その双方をうまくコーディネートしていただく、その中で、食育のさらなる政策を新給食センターでどういうふうに機能させていけるかということの知見は頂きたいと思っています。

具体的に言えば、新給食センターで、子供たちがやってきて、様々な調理状況を見学したり、あるいは、そこで様々な講義を受けたりすることで、さらに直接的な学習ができるというような、食育はどのようにしたら新給食センターでつくっていけるのかというような、そういう知見が頂けたらと思っています。

○【上村和子議員】 今、市長のほうから、危機管理ができる食育の計画が必要、食料危機にも対応できることが含まれていると思います。さらに、今回の新給食センターの建て替えに当たっての食育の専門家については、外部のほうにもつなげることができる専門家、それで教育長に関しては、内部、校長や栄養士がやっている学校における食育の専門家である。この両方を兼ね備えた食育の専門家を探さなければいけません。それがないと、しっかりした新給食センターは出来上がりません、コロナ禍における。

そのような食育というのは子供が中心ですけれども、子供から見たときに、食の主体者として生きる教育のことを意味します。食の主体者として生きるということは、自分が食べること、食べ物、食べて出ていくものですが、環境も含めて、全て自分の体をどうつくっていくか、それは社会構造の中でどういう仕組みの中にあるかという、包括的に、学校教育の場合は給食を通して社会を知ることです。構造を知ることです。その専門家が食育の専門家といいます。そういう専門家を見つけてこられますか。担当課にお聞きします。

○【古川教育施設担当課長】 現在、学識経験者の方々には一部お会いさせていただいて、意見交換等もさせていただいております。どういった方をというところは、今ここでは申し上げられないんですけれども、まさに今おっしゃっていただいたような視点で、どういった方を招聘して、着任いただくかというのを今後検討していきたいと考えております。

○【上村和子議員】 今、最終的に、今回の評価基準、基準をつくることの要は、まさしく食育の専門家がどれだけ力があるかです。その決定の最終的に判こをつくるのが市長と教育長ですから、しっかり選んでください。

○【遠藤直弘委員長】 質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 本陳情には採択の立場で討論させていただきます。

陳情者がお話しされていたとおり、このコロナ禍においては、給食をはじめとして、弱いところに課題が露呈したと私自身も思うところがあります。それがまさに子供たちだったんじゃないかなと。そういう心配を目の当たりにして、さらにこの陳情に結んでいったのかなと私自身は感じました。

現状の給食センターでは老朽化が激しく、一刻も早い建て替えが必要であります。それについて、PFI方式で新給食センターの建設が進められており、だからこそ、今だからこそ、一刻も早い建設を私自身は望んでおります。

そういった中で、本陳情事項にあります子供たちの成長のためを根幹に据えた全世代を包含した食育推進基本計画の制定は可能なことだと思いますし、また陳情者がお話しされていたとおり、このセンター建設そのものを遅らせるものではないと、きちんとした形で進めていく上で必要な内容を申し述べていると御説明がありました。国立市としても全庁的に、全世代型の食育推進基本計画には既に取り組んでいるとの御答弁もありましたので、市民の皆様に見える形で進めていただくことを

要望いたしまして、採択の討論とさせていただきます。

○【住友珠美委員】 共産党は、給食センター直営で行うべきという立場であります。ここを前提に討論をさせていただきたいと思います。

食育基本法の前文には、今回、陳情を考える上で重要な文章がありました。以下のように書かれています。「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも『食』が重要である」。また、「食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである」、こうした文章がありました。

私は、まさに食とは人が生きる上での土台となる大切な部分であり、またコロナ禍の非常事態、この中で、市がまず初めに食育推進基本計画を作成していくことこそ行わなければならない大切な部分ではないでしょうか。しかも、全国で既に約8割もの自治体が策定している。なぜ国立市はしないのだろうかという陳情者さんの要望はもっともです。しかしながら、この点では、市では今日、この計画を行うということが確認されました。これは本当によかったと思いますので、ぜひ早急に実現してほしいと思います。

また、私は、この計画を策定しないうちには市が給食を語ることはできない、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となる大切な核となる考え方、屋台骨をまずはしっかりつくってください。また、市民の意見、声が本当に反映できるのか、この透明性をきちんと担保するために努力していただきたいと要望いたしまして、本陳情は採択といたします。

○【小口俊明委員】 実効性のある食育推進基本計画の制定につきましては、私も行政をお願いをしたいところであります。既に学校給食は食育に取り組んでいるとの教育長の御発言がありました。食育推進基本計画がなければ新給食センターが成り立たないという理由はない、このように判断をいたします。しかし、食育推進基本計画は全市民的な食育の推進に資するものでありますから、陳情事項が求めておりますように、この制定につきましてはお願いをしたいと思います。

一方、新給食センターの建設について、子供に建設に関する意見を聞き、責任の一端を負わせることは、大人としての責任の一部放棄につながりかねないものとも思います。子供たちには、建設が完了した後の新給食センターにおいて、どのような給食を提供してもらいたいのか、そうした意見を聞いていくことが必要かと思えます。建設について子供の意見を取り入れるとしている本陳情に関しましては、不採択であります。

○【藤江竜三委員】 本陳情、不採択の立場で討論いたします。

実効性のある食育推進基本計画の策定なんですけれども、既に取り組んでいらっしゃるということで、ただ、この学校給食センター、新給食センターの建設とはやはり並行して、また給食センターが先にできるということもあるかと思えます。そういったことになりましたと、陳情事項はあくまで「実効性のある『食育推進基本計画』の制定をお願いします」というふうにありますけれども、陳情者様の含意としては、できれば前につくってほしいというような発言もございました。そういったところで多少食い違いが出てしまうということを考え、私は、本陳情は不採択といたします。

○【石井伸之委員】 本陳情は不採択の立場で討論いたします。

新給食センターの建設に当たっては、古川課長、そして土方所長をはじめとする担当職員の皆様が尽力される中で、令和5年2学期の開設に向けて努力をされていることに対して心から感謝を申し上げます。教育長、教育次長におかれましては、長年の課題でありました給食センターの建て替えにつ

いて、用地の検討からPFI方式の導入など、課題解決に向けて、大所高所からの研究・検討を重ねていただき、ようやくここまで進捗したものと考えております。また、先ほど教育長からの答弁でも、学校給食法の下で、食育について十分取り組んでいるとの大変力強い答弁を頂きました。ぜひとも新しい給食センターの下でも、食育の観点においてしっかりと子供たちに伝えることができるように、今後ともお願いをいたします。

陳情項目に「子どもや市民の意見を幅広く取り入れてください」とありますが、仮にPFI方式導入反対の意見があった場合に取り入れるのかといった場合には、今まで積み重ねた議論を元に戻すような意見は取り入れることはできません。そう考えると、完成まで残り3年2か月という現時点で、市民意見を取り入れるにも、どうしても限界があると考えております。

本文中、裏面5行目中段にある「整備運営事業に係る要綱を設置し委員会を立ち上げ」とあり、この委員会は、PFI事業者評価委員会のことであると認識をしております。PFI事業者評価委員会は、先ほどの古川課長の答弁にもありましたが、事業者の評価・選定、また募集、そして入札に関する点、プレゼン内容に関する点、知的財産に関する点、こういった非常にセンシティブな部分を取り扱いますので、非公開であるということに対して私も十分理解をすることができます。

そういった点から考えましても、本陳情は不採択といたします。

**○【古濱薫委員】** 給食が子供たちにとって、ただおなかが満たされればよいというものではなく、大事な教育の時間なのだ。体だけでなく心を育て、食や社会の知識を身につけさせ、生きる力を養うものだという事は、ここに同席しているどの方も共有するところだと思います。私ども生活者ネットは、食の重要さを常々訴えてまいりました。その形態としては、自校式、各校に給食室がある形が望ましいのも疑いないところですが、今回、国立市はセンターの計画です。さらに50年後、新センターが老朽化したとき、どのようにしていくか今から考えも必要です。小中学校の建て替えも順次進められていきますから、センター建て替えだけによらず、何十年か計画で自校式の設置検討も期待される所であります。

その際には、理念となる食育推進基本計画、ぶれることのない理念、これは必要だと思います。先ほど教育長からは、食育なら既にやってきたと、力強い、何を今さらという言葉がありました。その感覚は大変よく分かります。私も子育てをしていると、偉いお医者さんたちから、ベビーマッサージがいいよとか、言葉が分からなくても赤ちゃんに話しかけなさいよとか、目を見て母乳を与えなさいとか、そんなことは女性たちが何万年もやってきたことです。外から言われたくない、そのお気持ち大変よく分かります。

しかし、学校においては、その取組が子供まで届いているか、各学校でまちまちではないか、担任任せになっていないか、教員も替わります。そこでぶれることのない理念が必要であり、それは子供だけにとどまらず市民全体のものだと、政策経営部長から、これから作成していくという回答が得られました。ただし、新センターは、アレルギーをお持ちのお子さん、その保護者の方々など、待ち遠しい、本当に待ちに待ったものですから、建設予定は期間のとおり、もしくはそれより早くても構わないくらい本当に進めてほしいと考えます。

そして、センター運営に関しては、教員、保護者はもとより、給食を食べる当の子供たち、その子供たちの意見が言える場所、私は昨年度から申し上げてきましたが、当人たちを抜きに給食のことを決定しないでいただきたい。その生の声を吸い上げてほしいということを訴えてまいりました。子供たちが、自分たちが関わって造ったセンター、意見を言えるだけではなく、例えばセンターの名称を

つけたり、キャラクターマスコットを募集したりとか、いろんな参加の仕方があると思います。いつの間にかセンターができて、何だか最近、給食変わったねとか、何か新しいセンターらしいよなんていうそんな話にはならないよう、自分たちが関わって造った自慢のセンターなんだと子供たちが他市の人たちに、他市のお友達に、うちのセンターすごいんだよ、給食すごいんだよと自慢になるような、そんなプロセスを踏んでいただきたく、賛成の討論といたします。

○【遠藤直弘委員長】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

ただいまの採決の結果、可否同数であります。よって、国立市議会委員会設置条例第16条の規定により、委員長において、本陳情に対する可否を裁決いたします。

本陳情について、委員長は、不採択と裁決いたします。

ここで休憩に入ります。

午後2時休憩



午後2時15分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(4) 第41号議案 令和2年度国立市一般会計補正予算(第5号)案

(歳入のうち所管する部分、総務費、消防費、教育費)

○【遠藤直弘委員長】 第41号議案令和2年度国立市一般会計補正予算(第5号)案のうち、総務文教委員会が所管する歳入、総務費、消防費、教育費を議題といたします。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第41号議案令和2年度国立市一般会計補正予算(第5号)案のうち、総務文教委員会の所管する部分につきまして補足説明を申し上げます。

初めに4ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正は、GIGAスクール構想に基づいた環境整備に伴い、学校パソコン等賃借料について、期間が令和3年度から令和6年度まで、限度額を2億8,055万6,000円とする債務負担行為を追加するものでございます。

第3表、地方債補正は、歳出予算の補正に伴い、その財源として、情報教育等関連事業債、限度額5,130万円を追加するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。款15国庫支出金、項2国庫補助金につきましては、GIGAスクール構想に基づいた環境整備を進めることに伴い、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金を追加するものでございます。

款16都支出金、項2都補助金につきましては、国庫補助金と連動して、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金を追加するものでございます。

項3委託金につきましては、東京都知事選挙における新型コロナウイルス感染症対策を行うため、東京都知事選挙費委託金の増額を行うものでございます。

款19繰入金、項2基金繰入金につきましては、今回の補正予算の100万円単位の財源調整として、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

款20繰越金、項1繰越金につきましては、100万円単位未満の財源調整のため、前年度繰越金を増

額するものでございます。

款21諸収入、項4雑入につきましては、熊本県益城町に派遣している職員の給与等について、益城町から交付される派遣職員人件費負担分を追加するものでございます。

款22市債、項1市債につきましては、歳出予算の補正に伴い、その財源として情報教育等関連事業債を追加するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。12ページ、13ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費につきましては、益城町から交付される派遣職員人件費負担分を職員人件費等に充当することにより、財源構成を変更するものでございます。また、庁舎等維持管理における新型コロナウイルス感染症対策のため、消耗品費を増額するものでございます。

項4選挙費につきましては、東京都知事選挙に係る投開票事務従事者手当等を増額するものでございます。

20ページ、21ページをお開きください。款9消防費、項2災害対策費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の危険が伴う状況を想定した避難所における感染症対策のため、災害応急対策に係る消耗品費を増額するものでございます。

22ページ、23ページをお開きください。款10教育費、項1教育総務費につきましては、GIGAスクール構想に基づく環境整備を進めることに伴い、システム保守委託料及び無線LANアクセスポイント設置工事請負費を追加するとともに、学校パソコン等賃借料を増額するものでございます。

項5学校給食費につきましては、老朽化し、修繕が困難となった設備器具を入れ替えるため、備品購入費を増額するものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 本補正予算で、1人1台パソコンに向けていろいろ動き出すということだと思います。それに当たってなんですけれども、私は1人1台、生徒さんに向けてパソコンを配っていかならばなんですけれども、パソコンを、今までですと若干物置にしまうというか、パソコン室にしまい込んで、本当に数多く使うということができていなかった部分もあるのかなと思います。

そこで、新しく1人1台になったときには、ぜひ当たり前の文房具としてパソコンを使ってほしいなというような願いを持っております。授業のときには常に机の上にあるようなもので、計算でちょっとつまずいたら補助的に使う、分からない言葉があったら調べてみる、社会で知らない言葉が出てきたら自分でちょっと調べてみる、そういったことが当たり前にできるような文房具でいてほしいと思っています。また、先生の話が難し過ぎたり簡単なきには、自分でほかの動画を見るというようなこともやってもいいのかなと思うぐらいです。

そういった当たり前の文房具として使ってほしいと思っているんですけれども、教育委員会としては、どういった考えを持ってこのパソコンを使っていこうというような考えはありますか。

○【遠藤直弘委員長】 藤江委員、予算書の23ページでよろしいですか。

○【藤江竜三委員】 はい。

○【荒西指導担当課長】 パソコンを文房具のようだというような御意見を頂いております。これ、現実的には発達段階にもよりますけれども、使い方や利用上の注意点などが十分に身につくまでは、

やはり教員が指示したタイミングで使用していくというような、こういった期間が長くあるというふうには考えてございます。

ただ、やはり文部科学大臣も、パソコン端末は鉛筆・ノートと並ぶマストアイテムというふうに言っているぐらいですので、やはり将来的には、子供たちがパソコンを学びのツールとしてしっかりと使いこなしていくといった姿を目指していきたいと考えております。

今回、1人1台を実現しますと、教室にパソコンを置くようになりますので、これはパソコン室のほうにずっと眠っていると、そういったことはなくなってくるかと思っておりますので、教員もしっかり慣れた上で、この活用というのはしっかり進めていきたいと考えております。

○【藤江竜三委員】 先生に言われてから使う期間は相当程度、ちっちゃな学年だとあるのかなとも思う一方、ただ、それを脱するためにはやはり使わなきゃいけないというところもあると、本当にそのせめぎ合いだと思うので、ぜひとも積極的に使って行って、文部科学大臣が言われるように、鉛筆や消しゴムと並ぶようなマストアイテムにして、当たり前前の文房具にしていけるようお願いしたいと思っております。

それと、今後、コロナがどうなるか分かりません。そういったときに、コロナが収まればいいんですけども、それで収まっていったときに、オンライン授業とかいろいろ今考えているかと思うんですけども、収まっているときにオンライン授業の模擬テストとか、訓練的にやるのもいいのかなというように思います。そういったことをやっていけば、またコロナがぶり返してきたときにすぐ対応できるということにもなりますし、大きな災害があったときに、こう使うんだということが小中学生に十分伝わると思っておりますので、ふだんからそういったオンラインで授業をやる日みたいなものを、たとえコロナが蔓延していなくてもやっていくべきかと思うんですけども、そういったものを訓練的にやっていくお考えというものはありますでしょうか。

○【荒西指導担当課長】 まず、オンライン学習ではなくてオンライン授業についてなんですけれども、やはり研究をしていきますと、現在のネットワークの状況では、一斉同時に取り組んでいくということ、これはやはり難しい内容になってございます。ただ、既にビデオ会議システムを使った試験的な取組というのは、学校によってはチャレンジしているところもございまして、やはりこういったことから分かることもたくさん出てきております。ですので、まずはそういった取組ということを経験としてはやっておくということをしていきますとともに、やはりこれまで進めてきたオンライン学習のほうの幅をしっかり広げていくという取組を今後も継続することで、第2波や第3波が来たときに、スムーズに家庭学習と連携が図れるようにしていきたいと考えております。

○【藤江竜三委員】 ぜひともオンライン学習でもいろいろな形で実際にやってみて、少しずつ、実際にやってみると、こんなに通信容量を食ってすぐできなくなっちゃうとか、いろいろ問題が発生することもあるかと思っております。ぜひとも少しずつ練習を積んで、本当に困ったときに物すごく困ったという状態にはならないように練習を積んでいただけたらと思っております。私からは以上です。

○【小口俊明委員】 それでは伺います。補正予算書の21ページのところです。1項目だけ挙がっています災害応急対策事業費、先ほど説明がありました。これは避難所における新型コロナウイルス対応ということのようであります。この内容について、どういう品目を購入するのか伺います。

○【古沢防災安全課長】 消耗品費の535万3,000円の内訳でございまして、こちらは避難所で活用するというのを考慮して、まずマスクを2万枚、アルコール消毒液を1リットル入りのものを22本、ウェットティッシュを5,500個、非接触型の体温計を11個、簡易型避難用テント、こちらのテントは

2人用を考えてございますが、220張りを検討しているところでございます。以上です。

○【小口俊明委員】 さらに、今回、政府のほうでも方針というか、ガイドラインというか、情報が出ている中で、避難所における段ボールベッドの有効性ということの指摘があったようであります。これは今回含まれていないということでもいいんですか。

○【古沢防災安全課長】 今回のこちらの補正予算の中には、段ボールベッドの費用は含まれてございません。現状、今、備蓄されておりますエアマットというんですかね、空気を入れて膨らますベッド、こちらのほうを活用することになるかと考えております。

○【小口俊明委員】 政府からもそういう情報が出ている中では、今後はどのように段ボールベッドは検討されるのか、何かお考えがあったら伺います。

○【古沢防災安全課長】 段ボールベッドにつきましては、やはりこちらも、避難所で寝泊まりするということが起これば、1つのツールにはなるかと思っているんですけども、1つ私どもが考えているのは、段ボールベッドが、やはり備蓄するに当たりましてどうしてもスペースを取る、かさばるといったことがございまして、なかなか備蓄品を置くスペースの確保というのが今1つ課題になってございまして、そういった意味合いにおきましては、ちょっとまたその辺、少し検討していかなければいけないのかなと考えております。

○【小口俊明委員】 ぜひ課題も解決しながら取り組んでください。

次に2番目の質疑。23ページ。先ほど藤江委員も聞かれたことに関連します。GIGAスクール構想ということで、生徒児童1人1台のパソコンということでありましてけれども、これはしまい込むのではなくて教室に設置というお答えがありました。さらに言うと、後段で出てきたオンラインによる学習とか授業とか、そういった意味では、教室のみならず、自宅での利用というようなことも視野に入ってくるのかなと思っておりますけど、その辺の整理はどのようにされていますか。

○【荒西指導担当課長】 こちらは、今整備しようとしているものについては、学校で1人1台パソコンを使っていくということをまずは念頭に置いて考えてございます。今、学校に入れているものは、家庭に持ち出すということは全く考えていないものが今入っているような状況でございまして、1人1台パソコンになった場合については、場合によっては、家庭のほうにも持ち帰ることができるというようなことが現実的にはできてまいりますし、今回のような災害時、非常事態のときには、しっかりと持ち帰りましょうというようなお話はできるというような形になるかというふうに整理しております。

○【小口俊明委員】 今回のものについては、そこまで視野に入った中での取組になっているということですね。で、よろしいですね。ありがとうございます。

3点目が、同じく23ページになりますけれども、そのちょっと下の工事請負費の中で、無線LANアクセスポイント設置工事のところでお伺います。これは、これまでも公立学校内で無線LAN等についての整備というのをやられてきたのかなと思っておりますけれども、今回、どのような趣旨でこれを行おうとしているのか伺います。

○【荒西指導担当課長】 今設置されているアクセスポイントにつきましては、平成21年度に入れたものでございまして、一般的なアクセスポイントの寿命が7年から8年と言われておりますので、既に年限が過ぎてきているような、こういうような状況でございまして、したがって、基本的にアクセスポイントは新しいものに入れ替えることとし、さらに、現在は、アクセスポイントを廊下に設置しまして、複数教室をカバーしている形を取っているんですけども、これを各教室内に1つずつアクセ

スポットを設置して、GIGAスクール構想で求められております高速大容量のネットワークの構築を目指していきたいと考えております。

○【小口俊明委員】 今の御答弁だと、これまでの環境を一新して、最新のものを新規に導入するというようなことのように思いました。そういう理解をいたします。その上で、このアクセスポイントって、なかなか専門的な知識がないと価格の査定というか、いわゆる見積りというのはなかなか難しさもあるかと思うんですね。例えば1台のアクセスポイント機器でどのぐらいの範囲をカバーできるのか、今、教室に1台、1個みたいなお話もありましたけれども、それで十分なのか、あるいは場合によっては2教室受け持てるのか、あるいは1教室に2台ないと前と後ろで足りないのかとか、そういった技術的なカバーの範囲というのかしらね、それによって大分価格等も変動するのかな、見積りも難しいのかなと思いますけれども、その辺もしっかりと踏まえた上でなさっていらっしゃるのか、確認しておきます。

○【荒西指導担当課長】 今回につきましては、文部科学省のほうで標準様式というのを定めておまして、あとは教育委員会の考え等も踏まえて専門の業者に見積りを取って、今回予算計上をしているといった状況です。教室に1つのアクセスポイントという基本方針なんですけれども、やはり廊下設置ですと、これまでも理論上は接続可能だということについても、実際の授業場面においては、やはりつながりにくくなってしまうといったことも多々見られたということもありますので、今、専門業者の意見も聞きつつ、そのように判断しているところです。

○【古濱薫委員】 23ページ、教育費について質疑いたします。そもそも、GIGAスクール構想とは何が目的であり、国立市はそれをどう捉えて、どのような事業を行っていくつもりかお聞かせください。

○【荒西指導担当課長】 GIGAスクールですけれども、やはり今、これからの子供たちに身につけさせたい力ということでよく言われていますが、変化の激しい世の中を豊かな創造性を持って生き抜く力、それから持続可能な社会のづくり手として、予測不可能な未来社会に自立的に参画する力と、こういったものが求められております。こういった力を育成するためには、その手段として1人1台端末、それから高速大容量の通信ネットワークを一気に整備し、一人一人の子供たちが最適化された学びとこれまでの知見とICTの組合せによって教育効果を最大限に発揮すると、こういったことが構想としては、GIGAスクールの構想でございます。

やはり国立市においても、今積み上げている教員の授業力とか、そういったものに加えて、やはりこのICTを組み合わせて授業を行うということは、これは今後の子供たちの資質を育成するためにはぜひ必要なものだと考えておりますので、国の方針にのっとって、しっかりと整備していきたいと考えております。

○【古濱薫委員】 それは、国と都から支出金がありますよね。とはいえ、市の負担もおよそ1億5,000万円に上ると聞きました。それだけの予算をかけて行う価値のある事業だとやはりお考えなのか、改めて伺いたい。

○【荒西指導担当課長】 しっかりとしたタイミングということで、このコロナ禍もありまして、こういったものをしっかりと整備するということは本当に急務なのだということを実感しているところでございますので、国立市としても、このタイミングでしっかりと入れていきたいと考えております。

○【古濱薫委員】 次に、実際に子供たちが使う端末について伺います。これは自宅には持ち帰らず、学校内において、それを用いて教育を受けるということと聞いています。しかし、中には、教室へ入

りづらかったり、学校へ通にくい子供たちもいます。そういった子たちへの、例えば持ち帰った自宅での活用、その可能性はどう考えますか。

○【荒西指導担当課長】 こちらは、例えばこれまでのパソコンの状況であったりとか、パソコンはたくさんあるけれども、1人1台ではないという状況では、やはり持ち帰らせるということはできませんでした。だけれども、1人1台ということになれば、その担当のお子さんの分は学校にずっと残ることになりますので、これは状況によってはしっかりと持ち帰らせて活用するという事は十分に考えられると思います。その活用のさせ方についてはまだ研究が必要かと思っておりますけれども、そういうことは想定して今後考えてまいります。

○【古濱薫委員】 では、そういった子たちがいる一方で、教育支援室さくらと呼ばれていますが、そこへ通うことを選択した小学生、中学生、この子たちの教室は、学校ではなく矢川児童館の2階と子ども家庭支援センターの2階です。ここの整備はこの予算には入っているのでしょうか。

○【荒西指導担当課長】 今回の件について、そちらについての整備ということは入ってございません。ただ、実は教育支援室については、中学校のほうは、今までもパソコンの状況はかなりの台数そろっているというようなどころがありましたし、また1人1台というパソコンになりましたら、場合によっては、そちらのほうで使っていただくといったことも考えられるかと思っております。

○【古濱薫委員】 今、場合によってはとお言葉がありました、ここに通う子たちには1人1台は確保されていないということでしょうか。

○【荒西指導担当課長】 現状、算定の中にはしっかりと入っておりますので、1人1台というような形になります。

○【稗田美菜子委員】 それでは、何点か質疑させていただきます。21ページのところ、災害応急対策事業費、詳細はさきに他の委員からありましたが、それらに対して訓練をする予定があるのかどうか、複合災害に対してですね。これからも雨が降ったりとか、梅雨に入りましたし、コロナがはやっているかもしれない状況の中で複合災害が起きたときに、訓練が必要になってくるかなと思うんですけれども、そういった計画はどうなっているのかお伺いいたします。

○【古沢防災安全課長】 訓練についてでございますが、やはり今コロナウイルスが長引いているといった中で、こういったことも踏まえた訓練というのは必要かと考えてございます。今年度の訓練計画の中で、指定参集職員の避難所開設訓練、昨年台風なども踏まえた中で、コロナウイルスも踏まえて開設訓練を行う予定としてございます。開設訓練ということになりますと、やはり市民の方が避難されてきて、受付をして、その際にコロナなんか踏まえた受付というのにも必要になってくると思っておりますので、そういったことを踏まえた訓練を実施する予定でございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。あとは討論でさせていただきますので、次は23ページのところです。他の委員と一緒にすけれども、GIGAスクール構想のところ、無線LANアクセスポイントを設置するというこの工事費というところで、これを今回ここでお金をかけることで、まず確認のためお伺いするんですけれども、双方向がこれで可能になるのかお伺いいたします。

○【荒西指導担当課長】 今回の整備は、学校内の、校内で授業を行う上での整備ということで、この補正予算によって、これはかなりの容量を耐えられる体系になるという形になります。ただ、外に出ていく部分については、これはまた検討が必要になってきてまいまして、特に家庭との双方向というのは非常に大きな容量を必要としますので、この運用が始まったところで十分に検討して、庁内との、ほかの部署との連携も必要になってくる内容でございますので、そこのほうで調整し検討

していきたいと考えております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。校内の中では、大分自由度が高い授業になっていくと、1人1台をやってICTを活用した中でできていくと。まさにGIGAスクール構想ですよ。GIGAスクールって、私、単位のギガかと思ったら、違うんですね。グローバル・アンド・イノベーションでしたね。初めて知りました。大変失礼いたしました。やっぱり目的が違ったんだなということは理解をしたんです、そこで。とはいうものの、ここでコロナにぶつかってみて、どうするかといったときに、やっぱり家庭学習だけではうまくいかないと。オンライン学習が必要だということになったときに、オンライン学習という観点でこれを使うことができる、1人1台PCは家庭に持ち帰ることもこれから先考えられるという現状の中で、どこまでできていくのかということをお伺いいたします。

○【荒西指導担当課長】 先ほどの双方向の同時の会議みたいなもの、これは難しいというふうに申し上げたんですけれども、現状やっていけば、例えば家庭で動画の視聴をし、それでオンライン学習をすると、そういった一方通行のものについては、かなりこれはしっかりと網羅されていくと考えております。ですので、今様々、学校が課題をしっかりと提示して、家庭で学習に取り組むというようなスタイルを模索しているところがございますけれども、その知見はしっかりと生かしながら、一方通行ではありますけれども、しっかりと課題提示をしていくというような学びのスタイルについては実施できると考えております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。一方通行であるけれども、家庭の学習については、これまでよりは少し前へ進むのではないかということでも私も理解をしました。それはそれで理解をするところなんですけれども、子供たちからすると、そういう道具が手元にあって、使い方が分かる子はどんどんできちゃうと思います。できない子は迷ってできないし、ましてや家庭学習だと、サポートがある人とサポートがない場合で、全然やっぱり違うと思うんですよ。

そうして考えると、家庭学習ということについては、やはりある程度の支援を含めてオンライン学習を、一緒にですよ、進めていかないと、やっぱりおうちの中で誰かに負担がかかっていっちゃうし、ましてや兄弟が、多子世帯だったりすると、お兄ちゃんが使っているとき弟はどうなるのとか、妹はどうなるのということが生まれると思うんですよ。そうすると、オンライン学習における子供の学習権というのをどういうふうにして国立市が保障していくかということをしっかり明確に考えていかなきゃいけないと思います。家庭学習をどう進めていくかということが具体的に思うんですが。

一般質問でも取り上げたんですけれども、お答えを聞く余裕がなかったのも、私、ぜひ教育長に聞きたいと思うんですが、これからコロナ禍の中でオンライン学習が進んでいく、学校から離れたところで学習をしていかなきゃいけない、それは今までできてこなかったところにやっていくということでもありますし、今まで踏み込めなかったところを可能にしていくという新たな可能性でもあると思うんです。ただ、学習権をしっかり保障していくことは同時進行しなきゃいけないと思うので、市の教育委員会としてどうお考えなのか、お伺いいたします。

○【是松教育長】 まず、双方向ができれば一番いいんですけれども、それはさっきからお話をしてるように、かなりこれは資本を投下しないと、環境整備をしないとなかなか双方向はできない。ただ、一方で、オンデマンドを使って、そこで教員がやる授業をそこに接続して見るというようなことはできるわけですから、そういった一方方向といっても、教員の顔が見えるような授業はしっかり保障していきたいと思っております。

問題は、様々な御家庭があるわけですから、そういった御家庭の実情に合わせた、例えばタブレットを持って帰ったけど、ルーターも何もネットワーク環境がないというようなところもあるわけですから、そういうものも含めてしっかり整備した上で貸していくというようなことでのまず設備的な、備品的な環境整備は均等にやっていくということ。

それから、問題は、それぞれの子供がどの程度それを使いこなせるかということがあるわけですが、これはやっぱり、日常の学校におけるこのタブレット授業の中で、しっかりそれを習得させていく、なるべく早く習得させていくと。うちへ帰ってきても、もう慣れたものですぐやれますというようなものは早めに習得させていくというような形で保障していくしかないんだろうなと思っています。あとは、保護者にもマニュアルや使い方をしっかり配付して、なおかつ、保護者から質問とか対応を求められたときに、それが対応できるように各学校、あるいは教育委員会でも準備しておくというようなことでやっていきたいと思っています。

○【住友珠美委員】 では、何点か質疑させていただきます。まず、23ページの、やはりGIGAスクールについてお伺いしたいと思います。GIGAスクールを行うことのメリット、デメリットに対して教えていただけますか。

○【荒西指導担当課長】 メリットにつきましては、ちょっと大きくなりますけれども、やはり先ほど申し上げたとおり、これからの世の中を生き抜くために必要な資質・能力の育成が図られるということです。それから、多様な子供たちがおりますので、その一人一人に個別最適化された学びを提供できる。要するに、個に応じた学びができるということです。それから、これまでの教育の実践を基に、さらにICTを組み合わせることによって、教師や児童生徒の力を最大限に引き出すといったことがメリットというふうに言われております。

それから、デメリットについてなんですけれども、こちらは言われているのが、やはり健康面での懸念ということで、目に対する負担であるとか、あと長時間使用することで姿勢の問題があるというようなことも言われておまして、そういったところはケアする必要があるかと思います。それから、やはり財政面での負担というのは、これもあるところがございますので、その辺りは留意しなければならない点だと。

それから、あと、運用面での不安定さというのは、やはりパソコン系はどうしても付きまとうものがございます、機器トラブルということは、授業をやってみたところで急に止まってしまったとか、そういった運用面で、紙ベースのものでしたらいくらでも挽回できるんですけれども、パソコンをベースに考えているときにそういったことが起きると、授業が進まなくなってしまうといったこともありますので、そういったことにも対応できるような体制をつくっていく必要があると考えております。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。今、メリット、デメリットなどを述べていただきました。私は、学校の中で今使っていくということをございましたけれども、学校の中でのことですが、やっぱりパソコンの扱いとか機器の扱いにすごく精通してすぐできる子もいれば、逆につまずく子、そういったお子さんも多分出てくるんじゃないかなと思うんです。そういったお子さんに対する支援体制、これはどのようにお考えになっていますか。

○【荒西指導担当課長】 パソコンの授業において、そういった子供たちに対する支援ということで、これまでもICT支援員という立場の者が各校を巡回して活動しております。今後、1人1台となりますと、授業で使う頻度も格段に上がりますので、やはりこのICT支援員の支援体制を強化していくということは今後検討しなければならないことかなと考えております。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。私も、まさに今課長がおっしゃっていたICT支援員が今後かなり必要になってくるのかなと思いますし、特に教員の方でも、もしかしたら、先ほど言ったトラブルなんかで慣れていない方とかは、このICT支援員の活用というのがすごく大きいかなと思うので、ぜひその点をお願いしたいと思います。

次に、13ページの選挙管理委員会事務局所管の職員人件費について、この内容と予定人数を教えてくださいいただけますか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 では、職員人件費については、今までの選挙では、投票日当日に学生アルバイトを、現在は会計年度任用職員として採用していましたが、今回の都知事選挙は、学生がコロナウイルスの影響で自宅待機、在宅授業等で集まるのは難しい状況となったことと、コロナウイルスの対策により投票所での感染防止対策を行うことから投票事務職員を増員するものです。予定人数としては、各投票所、12投票所ですが、こちらに2名ずつで、計24名分となります。以上でございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。今、コロナウイルス禍で、学生アルバイトがかけられない場合のための職員人件費24人分ということで理解しました。ありがとうございます。

では、これはやはりコロナ対策を取るための経費ということも含まれているそうでございますけれども、ソーシャルディスタンスを選挙においてどのように取っていくのか、対応するのか、この辺についてお伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 ソーシャルディスタンスについてですが、こちらのほうは、東京都選挙管理委員会の投票所・開票所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインにより定められておまして、投票所内での有権者の間が約2メートル程度、最低で1メートル確保できること、投票所外での順番待ちの有権者が2メートル程度、最低1メートル確保できることとなっていることから、投票所内の広さの関係もあるとは思いますが、最低1メートル以上を確保するような形で検討というか、今対策をしているところでございます。そのほかに、記載台につきましても、2名用のやつを1名ずつとして離して設置するとか、その辺のところを考えて今準備を進めているところでございます。以上でございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。これから計画を立てて、ソーシャルディスタンスに対しては考えていくということが分かりました。

あと、例えば体調不良の方、来た方に対して、例えば非接触型の体温計で熱を測るとか、そのような対策というのは考えていらっしゃいますか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 これにつきまして、体温を測るということは特に考えておりません。こちらのほうも、ガイドラインのところにはそこまでする必要はないということで、実際に来た方に対して帰すということもできないということもございまして、選挙の場合はということですね。それもありますので、一応、そんなことで、体調不良、感染の疑いがある場合の申出の呼びかけを行っていくということで考えております。

○【住友珠美委員】 今、申出の呼びかけを行っていくということでございましたけれども、対応としてはどのように考えていらっしゃいますか。そういった方の選挙権を守っていく対策。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 こちらにつきましては、人権に配慮しながらという対応にもなると思いますので、ただ、ほかの有権者や従事者の安全を確保するためのことも必要となりますので、実際には、ポリ手袋を配付して着用してもらったりとか、マスクをしていなければマスクを着用して

もらう。それと、前後の有権者と一定間隔を空けるとか、そういうところになってくるとは思います。あとは、実際に皆さんにやっていただくというか、あれなんですけど、筆記用具については1本ずつ取れるようにするとか、記載台を使用した後は消毒を1回するとか、そういうところについての対策ということになるとは思います。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 今回の補正予算案に賛成いたします。

1人1台パソコン、私は、かなりこれによって大きく教育現場が変わっていくのではないかと思います。対応も大変な面も多いかと思いますが、ぜひとも積極的に文房具として使っていけるようお願いいたしまして、賛成の討論といたします。

○【稗田美菜子委員】 賛成の討論をさせていただきます。

昨日ですかね、東京も梅雨入りをしました。複合災害といったときに、地震などの災害であれば、壊れることがないおうちについては自宅での避難が可能だと思いますけれども、水害については、地域は限られますけれども、出なきゃいけないですよ、水没しちゃったおうちについては。暮らすことができないのでね。崩れる崩れないとかじゃなくて、避難しなきゃいけないということなので。

今、コロナワクチンができていない状況ですので、台風とか大きなゲリラ豪雨的なことを考えると、内水氾濫ですか、なども含めて、いつ起きるか分からないこの現状を考えると、御答弁の中に、職員さんによる避難所開設訓練を行う予定とありましたので、ぜひ一刻も早く行ってほしいと思います。発熱がある人はどこに行けばいいんですか、あるいは避難所に避難してから熱が出た場合はどうしたらいいんですかということ、今のうちにシミュレーションしておかないと、とんでもないことになると思いますので、開設訓練はぜひ行っていただきたいと思います。

それから、子供の学習権は、学校現場ではもちろんですが、教育委員会が保障していくべきだと私は思います。教育長からオンライン学習についての学習権の保障というお話は頂いたので、きちんとそこについてはしていただきたいと思います。

このコロナの中で子供たちは、今まで学校でやってきたような学習ができなくなったのは事実で、この学習というのは、いわゆる勉強だけではなく、勉強以外のところの学習もあると思います。その中で私自身、一般質問で、荒西指導担当課長と調整している中で、運動会がもしかしたらできなくなってしまうかもしれないというお話を頂きました。その中で荒西課長は、運動会というのは、運動するだけではなくて、ほかの教育的意義があるんですけどねとおっしゃったんですよ。私はそれは非常に価値があることだと思いますし、そのとおりだと思うんです。勉強が苦手な子供にとっては、運動会って、年に1回ヒーローになれる場所だったりするわけです。あるいは、写生会が好きな子供もいると思いますし、ほかにもたくさんあると思うんですね。遠足だと、能力以上の力を発揮するとか。そういうことによって協調性が学べたり、自己肯定感が学べたり、自己形成につながっていくんだと私自身は思っております。

なので、学校教育は、学習だけを保障すればいいということではないと思うんです。そこをぜひこのタイミング、まさにGIGAスクール構想でこういうのを大きな金額を入れてやるということですから、そこだけ保障すればいいと、勉強の面だけ学習すればいいということではないと思います。インフラ設備だけやればあとはみんなできるよね、その使い方だけすればいいよねということじゃなく

て、学習の方法が変わるということは、ほかにもいろんなことに派生すると思うんですね。そういうことをしっかりと教育委員会の中でビジョンみたいなものが示せていけたら、各小中学校の中で混乱も少ないと思います。

それと同時に、以前、一般質問でも取り上げさせていただきましたが、15日、来週の月曜日には、もう学校が再開されます。通常授業が再開されると思います。その中で、マスクの問題がまず生まれてくると思います。私自身の実家でも学習塾をやっておりますので、その中でお話ししましたが、おでこにこうやってマスクをしてくる子がいるんです。危険だからちゃんとしようねと話しても、何回言ってもそこにするんですね。それには、彼には彼の理由があって、何かがそうさせるんですね。それを決して排除しないようにしていただきたい。いろんな子供がいる公立学校だからこそいろんな学びがあるはずだし、排除することによって、こういう場合は排除していいんだということが、今度教育として植え付けられちゃうと思うんですね。

私、ある意味、ちょっと前にはやった自粛警察というのは、それに似たようなものがあるかなと感じました。正しいことを正しいと、自分の正義を押しつけると言うと言い方が悪いですけども、これは正しいんだ、守ってないのが悪いんだ、守ってない理由を考える前に、そういうことを押しつけるということが、ある意味、今までの日本の教育の中でやってきたことなのかもしれないというふうに私はちょっと危惧をいたしました。ぜひこれを機会に、全ての子供たちの学習権を保障するというで、しっかりと取り組んでいただきたいということを申し添えて、賛成の討論とさせていただきます。

○【小口俊明委員】 本案に賛成であります。

先ほど、質疑の中で災害応急対策事業費ということで、その内訳も確認をさせていただきました。マスク、また消毒液、そして体温計、非接触式ですかね、またティッシュ、あるいはテントということで、これはコロナウイルスに対応しての避難所における対応ということに必要な備品ということかと思えます。これをぜひ活用して、もう間もなくやってくるであろう台風シーズン、この中で、昨年の台風15号、19号というような状況が再び国立市に来たときに、的確に避難所が運営され、市民が安心をして暮らしていけるその体制づくり、よろしく願いをしたいと思えます。

また、質疑の中で確認をした段ボールベッドの関連です。この段ボールベッドというのは、いわゆるコロナウイルスということを考えてときに、避難所における有効性というものを、床面に近いほど、やはりウイルスということからの人体に対する影響というのが大きいのかなという、そういう考察もあるようでありまして、やはり体育館にブルーシートを敷いて、ある一定のクッション、そして、そこに横になるという状況の中で、床から御自身の目、鼻というところの高さ、これ考えたときに、段ボールベッドというものが非常に距離を取ることになるということからしての新型コロナウイルスに対する有効性というものも一定の見識があるのではないかなというふうにも理解をいたします。

こんなところも考えながら、今後の対応をぜひ進めていっていただきたいですし、また教育の現場におきましては、GIGAスクール構想ということの中で1人に1台ということで、今後は、オンライン授業というのはなかなか難しさがあるだけけれども、オンライン学習ということにおいては、それを視野に入れての今回の対応ということでもありますので、進めていただきたいですし、また校内におけるアクセスポイント、前回の整備から時間がたって、これも更新をしなければいけないという中で、最新の状況に対応できる、ぜひ有効な今回の措置としての予算執行のほうをよろしく願い申し上げます。

○【古濱薫委員】 補正予算（第5号）案につきまして、賛成の立場で討論いたします。

この予算の中には、近日行われる都知事選挙の際の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための費用、また同じく感染症拡大防止に配慮しながら、災害時の避難所運営が行われるための備品購入の費用などが計上されており、それらはコロナ禍において必要不可欠な予算と考えますので、速やかに執行されることを望みます。

そして、小中学校G I G Aスクール構想実現のための児童生徒1人1台の端末整備、学校における大容量のやり取りができる環境設備、これがG I G Aスクール構想の1人1台の端末整備が肝であると指導主事はおっしゃいました。事前の調整においても、私は、指導主事から1人1台こそがと聞きました。G I G Aスクール構想自体が、その環境整備がまずは大きな目的の事業ですから、それは間違いではありません。そして、大変重要なことではありますが、それは、さきの委員の発言にもありましたが、文房具、ツールであり、またインフラ設備であり、鉛筆とか消しゴムのような、そういった文房具です。その文房具を使って、子供たちにどんな成長をさせたいのか、何を成長だと捉え、どんな力を身につけ、どんな大人になってほしいのか、それはこの多様な変化がある社会を生き抜く力、持続可能な世界をつくっていく、その手段として1人1台の端末であったり、ネットワーク環境の整備であるのだと、ここを強く押さえてやっていっていただきたいと考えます。

また、私は数字で評価のつく学力、知識、それと同じくらい、またそれ以上に目に見えない学力、心の成長、これが重要だと考えます。国立市にもおいでになったことのある大阪市立大空小学校の木村元校長、この方の新聞記事の中に、休校中の宿題の紹介の記事がありました。学校から届けられた封筒の中に植物の種が入っていて、課題にはバジルの収穫をしなさいとあったそうです。面白いですよ。全国、この休校中に様々な課題が、先生方、本当に悩まれて国立でも出されました。その量が多かったり、取り組みにくかったりとかという議論はあらゆる場面でされてきました。これは記録を取ったり、全国の検証、どんな宿題が出されていたかというのは、ちょっとした研究材料になると思います。

私が見聞きした宿題の中には、学校によっては、とにかく教科書を写しなさいと。理科の教科書を延々ノートに写し、字も丁寧に、図においては、そのとおりになるべく写しなさいという、ちょっと苛酷な宿題を出された、これは実際にあったそうです。やはりそういうときに、ふだん、その学校がどんなことを成長と考えたり、子供たちにどんな教育を与えていたのかというのはすごく出ることだと思います。今回、この大きなツールの導入、これをどう活用するのかも、国立市がふだん教育をどう考えているのか試される場所だと思います。

そして、教育支援室さくらについては、先ほど、子供に対して1人1台端末は確保されている。そして、環境においても、これは同じような教育を受けられると。私はそれを望んで、この補正予算がどの子供も取りこぼさない、排除しないものであり、G I G Aスクール構想にデメリットはあるでしょうが、しかし、救われる子は確実に私はいると思っております。従来の授業では学習しにくかった子やプリントが苦手だった子、先生の黒板に書く字を見ていて、それをノートに、距離があるものですから写しにくかった子、近くにあれば、手元に端末があって、先生の言うことがここで見られれば学習しやすい子、様々な可能性が感じられます。ぜひフルインクルージョンをいつも提言している国立市、誰も排除しないG I G Aスクール構想を利用した教育を行っていただきたいと、私の賛成討論いたします。

○【石井伸之委員】 本案には賛成の立場で討論いたします。

まず、13ページにあります東京都知事選挙における関連経費について、新型コロナウイルス感染症におけるクラスターが発生しないように、投票所及び開票所での対応をぜひともよろしく願いいたします。また、開票しやすい状況、また投票率向上に向けて、そちらについてもいろいろな形で御努力いただいていることに対して感謝を申し上げます。南部地域、なかなか投票率が上がらないという点がございまして、いずれはやはり第三中学校を投票所にするというような形、こちらに向けてもまた努力のほど、よろしく願いをいたします。

そして、21ページについて、災害応急対策事業費、いろいろと新型コロナウイルス感染症という観点から、避難所の運営が非常に難しい部分が生じてきたなということを感じている次第でございまして。いざ災害時、人が集まったとき、その際にクラスターを発生させないようにという部分ですね、非常に難しい課題であるんですけども、何とかその辺りをクリアしながら、安全に避難ができる対応、体制づくり、よろしく願いをいたします。

そして、23ページのGIGAスクール構想、オンライン学習の幅をぜひとも広げていただき、やはり1人1台のパソコン、タブレット、そういう時代がようやくやってまいりました。そこで、やはり入れ物があっても魂を入れる部分を大事にしてほしいと思います。なぜ、タブレット、パソコンが必要なのか、どのように活用していくのか、これからの時代、どうして必要なのかという部分ですね、恐らく子供たち、素朴な疑問だと思います。どうして線がつながっていないのに画面にこうやって文字が浮き上がるのかとか、本当に子供たちは純粋な思いでいろいろと話を聞いてくると思います。そういった部分から、ぜひオンライン学習というところを丁寧に子供たちの疑問に答える形で、一步一步進めていただきますようお願いをいたしまして、賛成の討論といたします。

**○【住友珠美委員】** 現在、情報通信技術であるICTを利用した教育は、教育の質の向上、そして教育格差の是正など、その役割が注目されております。また、学校においても、ICTを活用した学習活動の充実に向けた様々な取組が行われてきております。今回のGIGAスクール構想もそうした点から行われることです。私は、ICT機器を活用して子供たちの学びを充実させていくこと、これは大切な取組であると考えておりますし、また、児童生徒の学習面の格差是正につながっていくのであれば、本当にこれはいいことではないかと思います。ただし、ICTを用いた授業についての効果に期待する一方で、子供たちの心身、健康面への影響、これに対する懸念もあります。その点については、しっかりと現状をつかんで対応していただきたいと要望させていただきます。

もう1点は、しっかりこの支援体制はつくっていく必要があると考えます。ICTの導入と併せて、ICT支援員の配置、これをしっかり進めていただきたいと思います。また、一方で、全てがICT化してよいかというと、そうではないと思います。リアルな体験をつくっていくことも重要です。要するにバランスを取っていただきたい。これは本当にお願ひするところで、現場の声もしっかり取り入れてください。

また、13ページの都知事選挙についてですけども、コロナ禍の中、初めて行われる選挙であります。ソーシャルディスタンスをしっかりと取って行うことは重要になりますし、順路など、人が密にならないような進路誘導、そして非接触型の体温計、これは体温は測らないということでありましたけれども、ぜひ測定のことも検討に入れていただきたいと要望いたしまして、本補正予算（第5号）案には賛成とさせていただきます。

**○【遠藤直弘委員長】** 討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて、報告事項に入りますが、会派会議におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況について以外のものについて、文書による報告とし、委員会外で対応することが確認されているところでございます。

そのような取扱いとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

ここで休憩に入ります。

午後 3 時 1 0 分休憩



午後 3 時 2 5 分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

それでは、報告事項に入ります。



**報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況について**

○【遠藤直弘委員長】 報告事項(1)新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況についてに入ります。

当局から報告をお願いします。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 まずは令和 2 年第 1 回臨時会並びに第 2 回定例会の開催に関しまして、感染拡大防止のための特段の御配慮をいただきまして、各部ともに感染症対策を講じつつ業務に臨むことができており、議員の皆様にご報告申し上げます。

また、現時点で国立市内の感染者は 8 名でございます。この間、市内感染が大幅に拡大しなかったのは、市民の皆様並びに市内事業者の皆様が感染拡大防止に向けた取組に御協力、御対応していただいた結果であり、改めて感謝申し上げます。

それでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況について御報告いたします。

まず、対策本部事務局を所管しております私のほうから国立市健康危機管理対策本部会議の経過及び市のコールセンターの状況等につきまして概略を御報告させていただき、続いて、本委員会所管の各部局の取組を担当部長から補足的に説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

お手元の総務文教委員会資料No.25、1 ページ、2 ページを御覧ください。

令和 2 年 4 月 7 日、政府が緊急事態宣言を発出したことに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法、以下、特措法と略します、及び国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例、以下、対策本部条例と略します、の規定に基づき、これまでの国立市新型コロナウイルス感染症対策本部から国立市健康危機管理対策本部に危機管理体制を移行いたしました。この対策本部会議は、令和 2 年 4 月 10 日から 6 月 1 日まで合計 4 回開催してございます。

会議の内容は、緊急事態宣言下での取組について、各部の情報共有及び意見交換、市のイベント及び公共施設の休止期間の決定、緊急事態宣言解除後の公共施設等の開館及びイベントの再開方針につ

いての決定などがございます。また、この対策本部会議では、特措法及び対策本部条例の規定に沿い、新たに消防吏員の方々に出席していただき、救急・消防の点から御意見も賜っている次第でございます。今後は、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備え、特措法及び対策本部条例に基づき、必要に応じた有識者、関係機関の参加を要請しながら、感染拡大防止に向けた対応策をしっかりと講じた上で、各部所管の事業を動かしていくことができるよう協議を続けてまいります。

次に、国立市のコールセンターの運営についてでございます。前回3月の常任委員会での報告以降も新型コロナウイルス感染症に関する電話相談として職員が対応を継続しており、相談件数は4月から5月20日までに1,332件で、そのうち臨時給付金等に関する問合せを多く頂いております。現在は特別定額給付金の専用コールセンターが開設され、一体的に運用しているところです。

なお、健康面の御相談に関しましては、引き続き保健センターにて行ってございまして、4月・5月の2か月間で192件の健康に関する御相談がありました。今後も、健康面の御不安の御相談、あるいは感染症へのお問合せなどを丁寧にお受けしてまいります。

また、資料には掲載しておりませんが、この間、市民及び法人からの寄贈品等を頂き、活用させていただいております。市のホームページにも掲載させていただいておりますが、4月から10件の法人や個人の方から防護服、消毒液、マスク等の尊い御寄附を頂いております。改めて、この場をお借りして御礼を申し上げます。

なお、参考までに、資料10ページから12ページにこれまでの会議の概要が記載されておりますので、御参照いただければと思います。私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○【宮崎政策経営部長】 それでは、総務文教委員会所管の政策経営部、行政管理部及び教育委員会の3部における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する主な取組について、総務文教委員会資料No.25により御報告申し上げます。

資料2ページをお開きください。政策経営部の主な取組でございます。

1、市長室関係です。市ホームページによる情報発信について、新型コロナウイルスに関する情報（まとめ）のページを作成し、トップページのグローバルイメージの活用と併せて、関連する情報を市民に向けて分かりやすく掲載、発信しております。また、5月の連休中、臨時相談窓口により女性相談を実施、さらに男女平等参画ステーションでは、新たにライン相談とホームページの掲示板を開始しました。

2、政策経営課関係です。特別定額給付金について、5月15日からオンライン申請受付を開始。5月27日に郵送による申請書を発送し、その後、受付を開始。5月29日から順次給付を開始しました。また、新型コロナウイルス対策のための補正予算調製を行っております。

3ページ、3、課税課関係です。新型コロナウイルス対応の融資や貸付け等に必要な証明書等の発行手数料を無料としております。

4、収納課関係です。徴収猶予の特例制度の実施に伴い、相談窓口を設置、対応しております。

次に、3、行政管理部の主な取組でございます。

1、総務課関係です。窓口等に設置するための飛沫感染防止抑制フィルムの提供。事務スペースの密の解消や新たな給付金業務のための会議室の暫定活用を行いました。

2、職員課関係です。新たな業務の発生に伴う業務量の増大や出勤抑制に伴う庁内の応援体制の実施。感染拡大防止に向けた在宅勤務の導入や出勤抑制強化の取組を行いました。

3、市民課関係です。融資や貸付け等に必要な住民票の写し等の無料交付や、特別定額給付金に関

連するマイナンバーカードの電子証明の更新等を行っております。

4、情報管理課関係です。在宅勤務の職員用のパソコンの貸出しや、会議室の執務スペース利用に伴うネットワーク工事・システム環境の整備を行いました。

5、防災安全課関係です。対策本部事務局としての庶務を実施。備蓄品のマスクの分配・管理。防災行政無線や広報車による外出自粛の呼びかけを行いました。

8ページをお開きください。8、教育委員会の主な取組でございます。

1、教育総務課関係です。市立小中学校11校につきましては、令和2年3月2日月曜日の給食終了後より5月28日まで臨時休業としておりました。また、就学援助当初申請期間を6月30日まで延長いたしました。

2、教育指導支援課関係です。学校は臨時休業中でしたが、卒業式・修了式及び新年度の入学式については、参加者の規模や実施内容を縮小、時間短縮して開催いたしました。また、5月29日から分散登校により学校を再開いたしました。

9ページ、3、生涯学習課関係です。くにたち市民総合体育館、くにたち郷土文化館及び国立市古民家は6月1日から、くにたち市民芸術小ホールは6月4日から開館いたしました。また、郷土文化館による「『赤い三角屋根誕生』－国立大学町開拓の景色－」展のスライドショーを作成し、ホームページに掲載いたしました。

4、給食センター関係です。学校の臨時休業に伴い、調理及び配膳の会計年度職員に対し、予定していた勤務について、労働基準法に基づき休業補償を行いました。また、学校再開に伴い、6月4日から簡易給食により給食を再開しております。

5、公民館関係です。4月9日から6月1日まで休館し、その間、「自宅デ公民館」として過去の公民館だよりの講演要旨一覧表をホームページに掲載いたしました。6月2日から開館しております。

最後に、6、図書館関係です。4月9日から5月25日まで休館し、5月26日から予約確保済み資料の受渡しを行い、6月1日から開館し、予約受付の開始、当初の閲覧及び貸出しを再開しております。

政策経営部、行政管理部及び教育委員会の取組状況については、以上でございます。よろしく願います。

○【遠藤直弘委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 これだけの資料を作るのもすごく大変だったと思いますが、そもそもこれだけのことをやってくださったということに、本当に心から感謝と敬意を申し上げます。全部で、係とか担当の課でいきますと40近くに上ったと思います。どうしたら国立市民の生活を守っていけるのかということ、未知なるウイルスに対応するところから丁寧にやっていただいたということ、本当に感謝を申し上げたいと思います。

その上で、これまでの取組状況についてはこれだけやってきたということで、とても感謝申し上げますし、読ませていただきました。これがどうだったのかという検証も必要ではないかと思いますが、そういった検証に取り組む予定があるのかお伺いいたします。

○【大川健康福祉部長】 この検証ですが、やはり重要だと考えております。現在、BCPいわゆる業務継続計画を見直していくというような方向がこの対策本部会議で確認されております。つまり、今後は、一度業務を休止する、もしくは新たに発生するというようなもろもろの業務がありましたけれども、全体、これを元に戻していくというようなことになったときに、そのままそっくり元どおりには戻らないというようなことがございます。感染症をきちんと防止する策を練りつつ、それぞれの

事業をどう効率的に、かつ、もろもろ統合させるとか、もしくはこのコロナ禍でどういう新たな目的を持ってやっていく必要があるのかとか、そういったことをきちんと考えていく必要があります。ですので、これをできれば1か月、2か月の間でBCPを見直す中で、新たに次の、この第1波が終わった後の第2波、第3波に備えたステージとしてやっていきたいと、その間に検証ももちろんしていくというようなことでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。そこまできちんと考えていただいているということで、とてもありがたいと思います。おっしゃるとおりで、やってみてからじゃないと分からないことがいっぱいあると思います。特にコロナについては全く性質が分からない未知のウイルスで、どうやったら感染するのか、どうやったら拡大するのかすら分からないところで、まず、命を守る。それから、経済活動をどうやって再開していくかという段階に進んできたと思います。今、事ここに至っては、どうやったら防ぎながら新しい日常の生活が送れるのかというステージに来ていると思いますので、今だからこそ検証が必要だと思います。

BCPについても見直していただけるということで、BCPについては、議会からも多くの意見が寄せられたと思います。ぜひそれも踏まえた上で検証を進めていただきたい。一、二か月の間でやりますと、確かに、今6月ですので、7月、8月が終わって、9月ぐらいには第2波、第3波、寒くなってくる頃には始まると予測されておりますので、しっかりと短期間ではありますけれども取り組んでいただきたいと思います。

その中で1つお願いしておきたいんですが、今回、一番最後に議事録という形ではありませんけれども、本部会議の経過を載せていただきました。10ページ、11ページ、12ページです。概要についても載せていただきましたが、やはり検証していく上では議事録が必要ではないかなと思います。議事録じゃなくても議事録に準ずるようなもの、そういったものは検討いただけるのかお伺いいたします。

○【古沢防災安全課長】 今、御指摘いただきましたとおり、現状では、特にホームページなんかもそうなんですけれども、会議の概要ということで決定事項だけを載せさせていただいていると。こちらを作るに当たりまして、全部の市を見たわけではございませんけれども、他市の事例なんかも見まして、決定事項だけを載せているような形にしてございます。ここに載っている以外のことで決まったことについては、別の項目で出したりとかということはあるとは思いますが、議事録というか要点なのか分からないんですけれども、それをもう少し丁寧にできるかどうかということは検討したいと思います。

○【稗田美菜子委員】 ぜひ、決定するプロセスが大切だったりすると思います。どういう意見が出て、結果こういう結論に至ったということが大切だと思いますので、議事録という形に、必ずしもそれがいいかどうかというのは私自身もちょっとあれなので御判断いただければいいと思いますけれども、その決定プロセスが分かるものをきちんと残すべきだと思いますので、そのところをぜひ検討して進めていただきたいと思います。私からは以上です。

○【住友珠美委員】 では、端的に質疑させていただきます。これは望月議員も要望していたところでございますけれども、コロナが第2波、第3波も予想されるところでございますけれども、学校給食センターで食の提供ができないかということを考えてほしいと思うんです。この辺りに対してはいかがお考えになりますか。

○【橋本教育次長】 これは一般質問でも御答弁したと思いますが、今回の考え方として、給食セン

ターという資源をどのように活用できるかということは、そういう観点を持って検討していかなければいけないだろうと。ただ、いろいろな面の課題がありますので、ただ課題を挙げていても、どういうことだったらできるか、どういうことだったら可能かということをもまず基礎的に置いて、そういうところを前提に、また、これは子ども家庭部との調整なんかも必要になってくると思います。ですから、センターとしてどういうことができ、また、子ども家庭部とどういう連携をして、市としてどういうことができるかという視点で考えてまいりたいと思っていますところでございます。

○【住友珠美委員】 今、次長が御答弁いただいた、どういうことができるかということでしたけれども、具体的な想定というか、計画というのはまだ立てていないというふうに考えるんですか。それとも少しでもその部分に対しては進んでいるというところでしょうか。いかがですか。

○【橋本教育次長】 まだアイデアの段階の一例ですけれども、例えば、今給食センターだと食缶を使っております。要は容器に盛って学校に届けると。ただし、これを例えば弁当箱みたいな使い捨ての容器にしてどの程度作れるかとか、そういう簡易的な部分で例えばどういうことができるのかというふうなところはアイデアの段階で考えている部分はございます。ただし、コストの問題ですとか、どういうふうにやってそれを届けるかとか、そんな課題もありますので、まず、できることは、こういうことができるというふうなところを挙げながら、次の第2波、第3波に向けて検討を進めていきたいと思っております。

○【住友珠美委員】 今、次長おっしゃったように、第2波、第3波も想定される場所ですので、ぜひとも前向きに検討していただけたらと思います。

それと、夏になりまして、学校ではマスク着用で行かれていると思うんですけれども、苦しくなって熱中症とか心配も出てくると思います。こうした夏の対策、ソーシャルディスタンスを取りながらの夏の対策というのはどのようなことをお考えですか。

○【橋本教育次長】 まさに今、マスクと熱中症というのは、やはりいろいろ考えていかなければいけないことだと思っております。例えば、今、急に気温が上がってまいりまして、帰るときにマスクをしたままというふうなところでは、かなり子供たちに負担ということも出てきます。ですから、帰るときに距離を取りながら帰る場合にはマスクを外してもいいよとか、そういうふうな細かい指導をしながら、やはり熱中症対策というものを、子供たちにこういうことを注視しながら学校生活しようよというところを教えながら過ごしていきたいと考えているところでございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。熱中症対策、暑くなりますので、今年は猛暑だそうですので、ぜひ気をつけていただきたいと思います。

それと、休業が続いた関係で学習面の心配もあるんですけれども、心身ともに影響を、ストレスだったり影響を受けているのかなと思いますけれども、その点のフォロー体制ということは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○【橋本教育次長】 これも一般質問で御答弁させていただいて、ちょっと重複する部分が出てこようかと思いますが、今、学校は分散登校が始まりまして、アンケートを取っております。その中で子供たちの状況というのを確認しながら、また、分散登校になりますと、対面で子供たちの様子というのはいかがでしょうか、そういうところから、子供たちのどういうところに課題があるとか、困ったことがあるとか、場合によってはスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーにつながりながら注意深く対応していきたいと考えているところでございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。

では、次に政策経営部のところで、くにたち男女平等参画ステーションで新たにライン相談を始めたとありました。ライン相談はすごくいいなと思っているところですが、私も未成年の方の御相談を受けたときに、皆さん、どこでつながるのかといったらツイッターとかラインから情報を得るということを知ったので、本当にこの試みはいいなと思うんですが、相談件数など内容的に今どういった現状か教えていただけますか。

○【吉田市長室長】 御答弁いたします。4月からくにたち男女平等参画ステーションではライン相談を開始いたしました。コロナの状況におきましては、なかなかステーションまで相談にお越しになれないということで、このような形での相談をスタートしました。実際、相談が現時点では13件の相談が入っております。ラインという特性上、相談者の印象としてはやはり若年の方の御相談、コロナに直接関連するものもあれば、現時点での御不安というところをライン上で相談いただいているというような状況でございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。既に13件来ているということで、ぜひこれを機に活用していただけたらと思います。私からは以上です。

○【藤江竜三委員】 様々な取組、ありがとうございます。このコロナ禍において、本当にいろいろな方が3月、4月、5月と気が立っているなというような印象を受けました。いろいろな方が本当にいららが募り、なかなかそれが解決できないといったことがあったと思います。そういった中で、今6月、7月と、恐らくコロナの患者数とか下がっていくんじゃないかなというふうに思いますけれども、やはり第2波、第3波というのを私は心配しております。そういったときにいろいろな業務を、第2波、第3波が来たときは円滑に回していただけたらと思います。

そして、そういったものの準備も大切なんですけれども、今、早急に準備をしてしまうと、相当お金がかかる面もあるのかなとか思う面もあります。複合災害への準備ですけれども、今いろいろ準備をいただいていますけれども、可能性で考えるならば、もう少し落ち着いてから様子を見て、しっかり準備をするという面も取っておいてほしいと思います。焦って何かをやり過ぎるのではなく、他市の状況とかも見つつ、どういったものが本当によいのかということ落ち着いて考える面も持つてほしいと思います。

そして、東京都からの協力金が飲食店などで出たと思いますけれども、私が聞くところによると、ふだんから8時前に閉まっているところは、それでも一応閉めるかといった形で閉めたところが何軒かあったらしいんですけど、そういった形ですと、8時より後にやっているお店じゃないと、たしか協力金は出なくて、ふだんから8時前に閉まっているお店が臨時休業したとしても協力金が出なかったというようなお話を、1つだけではなくて複数件伺いました。そうすると1円ももらえないというようなことがあって、なかなかそういった飲食店さん、それで売上げも下がるときついんだろうなという面があります。今後、もしほかの補正などをすることがあったら、そういったところも見てあげられたらなというふうにも思います。

それと、もう1点ですけれども、今回、様々な部署で動画配信、ユーチューブで何かをやるということをやっております。GIGAスクールのときにも言ったんですけれども、この動画配信、動画を作るというのは本当に大変なので、職員さんが自ら喜んでやっているというところであればいいんですけれども、その効果というのを落ち着いて考えて、ほかのユーチューバーさんがそこはいっぱいやっているなというところも国立市がやっているというところがあったので、国立市だからこそユーチューブで発信して効果があるんだよというところに踏み込んでいただけたらと思っています。

それで、今現在、国立市チャンネルというところを見ると、動画が市報の読み上げ、離乳食、工作、いろんなのが1つのところに雑多になっていてかなり見にくくなってしまっているの、チャンネルを整理するなどされたほうが視聴者の方は見やすいのではないかと思いますので、その点の整理などをお願いいたします。

私は、今回は質疑いたしませんけれども、今後、コロナ禍が終わりましたら、しっかり質疑をしていきたいと思っておりますので、そのときはよろしくをお願いいたします。

○【小口俊明委員】 意見を申し上げます。この間の国立市職員の皆様の市民に対する安心・安全を守る新型コロナウイルス禍の対応、本当にありがとうございます。そして、日常の業務を行いながら、また、一方でBCPという対応もしきながら、その辺のところも全て対応していただいた上で、さらにこうした新型コロナウイルスの対応をしていただいております。これがまた状況が変化してきて、先ほど部長のほうから御報告があったとおり、次の段階に移っていくというところに差しかかってまいりました。しかしながら、従前のような姿には戻らないということも見据えながら対応を考えていただいているということでもあります。私も新たな市民生活、そういったものが求められてくるんだろう、このようにも考えておりますし、これは市民全体で、市全体で新しい時代にどう対応していくのかということを考えていかなければならないの、このように考えます。

その中で、市職員の皆様、そして私ども市議会議員もしっかりと展望を見据えながら、今後の在り方を模索していかなければならない、このように考えます。そのために必要な様々な手だて、そのためにはやはり予算等も関連してまいります。国の動き、そしてまた東京都の動きもしっかりとキャッチしながら、それを国立市民のためにどう生かしていくのか。これを今後とも、議会、そして市行政と共に市民の声を聞きながら取組をぜひ進めていきたい、このように考えております。以上、意見を申し上げます。

○【古濱薫委員】 このたびの新型コロナウイルス感染症拡大防止対応につきましては、市職員の皆様、大変御尽力いただき、本当に感謝申し上げます。

対策本部会議議事録について、さきの委員にもありましたが、このプロセスを残しておくことの重要性、そして第2波、第3波であったり、また、違った危機的状況のときのために生かしていく、そのためにも議事録というのは大変重要だと考えますし、また、市民への情報公開という観点から、資料の最後には、おっしゃったように端的な項目だけを載せてありますが、そういった情報公開という観点からも議事録をホームページに載せていく、そういったお考えはいかがでしょうか。

○【古沢防災安全課長】 先ほども他の委員さんから同じような御指摘をいただきました。先ほど決定のプロセスなんかを載せたらどうだといったような御意見だったかと思っております。他市におきましても、議事録をそのまま載せているところもあれば、要点的なところをまとめて載せているところ、また、国立市のように決定事項を載せているようなところだけといったところもございますけれども、本日御指摘を頂いてございますので、頂いた御指摘を踏まえまして、今後の公表の仕方については検討してまいります。

○【古濱薫委員】 常に国立市は市民と共にいろいろなことを考え、決めていき、市民の参加、これを大事にしてきた自治体だと思います。ぜひ市民への情報公開、これを大事に検討していただきたいと思っております。

特別定額給付金、この申請書を書きにくい、例えばコピーを取ったりしたことのないような高齢者の方や、また実際にちょっと困っているという声を聞いたんですが、視覚しょうがいの方など、こう

いった方々への対応はどのようにお考えでしょうか。

○【**箕島政策経営課長**】 高齢者の方ですとか、支援が必要な方の対応ということです。まず、申請書を郵送でお送りする前には、しょうがい・高齢関係の事業所、ケアマネ等の方々には事前に情報提供して、関わっている方につきましては、そこから支援をいただいているという状況です。

また、郵送の申請書の受付、基本郵送で送ってくださいというところなんですけど、どうしても分からないので窓口に来てしまう方につきましては、市役所の1階のところに窓口を設けて、そこで書き方ですとか、コピーの取り方なんかというのを対応しているところなんです。視覚しょうがいの方につきましては、こちらもしょうがいしゃ支援課のほうに情報提供をさせていただいているところなんですけど、個別にこちらから何かを差し上げたというところはございません。以上です。

○【**古濱薫委員**】 市役所1階の窓口というのはインフォメーションのところではなく、どこでしょうか。

○【**箕島政策経営課長**】 場所についてですが、1階の課税課の向かい側といいたいでしょうか、子ども家庭部の子供さんがお遊びになる場所があるんですけど、あの隣のところをちょっとお借りしまして、そこに窓口を置いてございます。以上です。

○【**古濱薫委員**】 子供さんのキッズコーナーのようなところの、私もちょっと存じ上げていませんでした。それは大変よく丁寧に取り組みしてくださり、ありがとうございます。視覚しょうがいの方については、まだちょっと積極的な対応がされていないということで、早急に何か検討されることを望みます。

次に、透明フィルムの各課への提供というのがありました、行政管理部。これは各課で、多分その課の方が取付け、手作りというか、アサガオを育てる支柱の棒のような感じに見えましたが、だったり、あるいは環境政策課のほうは慣れているんですかね、角材を使った木材でしっかり作られていたり、やっぱり女性が多いところなのか、よろよろとしていたり、それぞれのようなんですね。ぜひ、横の連携で、環境政策課のちょっと得意な方とか、ふだんからなさっているんですかね。そういう方の手を借りるですとか、笑っていらっしゃいますが、市民が来庁したときに、ちょっとよれっとしていてというのはマイナスなんです。倒れちゃったりするんじゃないか、このフィルムはしっかりしていないなという印象を与えます。例えばここはお金をもうける場所ではありませんが、民間であればマイナスの感覚です。そういうのは皆さんにも重要だと思います。ちょっと貧相に見えてしまうところは、これは要望ですが、適宜点検して、その課に限らず、環境政策課の男性の職員さんですとか、ぜひ手伝ってあげていただきたいと思います。倒れてきて、不安を感じる、小さい子を連れてきた方などはちょっと不安に感じることもあるかもしれません。よろしくお願いします。

次に、学校、子供たちの過ごす場ですから消毒などの備品、学校における消毒液ですとか、こういった予算は取られていないように見えたんですけど、どうしているか教えてください。

○【**橋本教育次長**】 消毒液の備品については、今、ある程度充足しているような状況で、必要に応じて消耗品費というのが学校の中にありますので、そういう中で対応しているということでございます。ただし、当然、これはコロナの関係で長い期間というふうなことも予想されますので、国の第2次補正予算の中で検討されているという中で、我々としても追加の補正というのはどこかのタイミングでしっかりとお願いしていくということはお出してくるのかなと考えているところでございます。

○【**古濱薫委員**】 分かりました。各校の消耗品費で今のところ賄えているということでした。担当にも聞いたことがあるんですけど、行事をしなくなった、取りやめを幾つか行ったので、その分の費用

もちよつとあるようなことも伺いました。確かにそこで賄えればいいですが、各校で差があるかもしれないので、ぜひその補正であったり、各学校がきつくなならないよう検討をお願いいたします。

給食センターは、ここに載っている以外に、ほかに何かされたのでしょうか、伺いたいです。

○【橋本教育次長】 給食センターは調理をやらなかったのも、閉鎖となりましたので休業補償の中で対応したと。ただし、他のところで、学校の例えば壁塗りでしたかね、そういうふうな支援の手伝いなど、必要に応じて応援職員として出したり、また、正規職員の中でも、健康福祉部ですとか、支援金の関係ですか、そういう中で、応援体制という中で職員を派遣していたというふうに記憶しているところがございます。

○【古濱薫委員】 給食センター運営審議会も開かれていないようですが、年度替わりで委員の選定ですとかもあった時期だったと思います。そういったことについてちゃんと行っていたのか。また、審議会は開かれていないようなので、それについてよかったのかどうかお聞かせください。

○【橋本教育次長】 コロナの状況下の中で、なかなか対面会議というのは難しかったと思います。それで、7月に任期が変わるという中で、今、依頼をかけている中で、最終的な調整をしていると聞いております。ですから、やはり書面で一定の会議の構成というのは、これはやむを得なかったと思っています。ただ、今後、当然開催に向けて感染症対策を取りながらやっていくべき、できる対策としてやっていくべきだと考えているところがございます。

○【古濱薫委員】 そのとおりだと思います。委員の任期は確かに7月からなんですけど、各学校の保護者などは3月の年度末でPTAなどもありますから、その役員を決める際に一緒に選んでいるので、そこで募集をしないとなかなかできにくい。ただし、そちらから来なかったという状況を学校で受けています。私も保護者ですから、5月の終わり頃だったか、今頃センターの委員の募集のお手紙が来たのを覚えています。こういったコロナ禍の状況だからこそ、給食センターがどうだったのか、こういった広い会場を貸し出すことですか、あと任意の出席にして、できる人だけでも、対面なのか、リモートなのか分かりませんが、会議を止めないことが重要だったんじゃないかと今思います。ぜひこの後も検証していくことをよろしくをお願いいたします。以上です。

○【石井伸之委員】 こちらの報告書をまとめていただき、ありがとうございます。また、1月31日から始まった、この関連する会議、そして、今日まで様々な形で大変丁寧な取組をさせていただいていることに対して、まずもって心から感謝を申し上げます。

そういった中で、2ページにあります政策経営課の皆さん、特別定額給付金の給付事業に対して、大変な御苦労があったというふうにお聞きしております。山のように積まれた申請書、その開封だけでも大変だったという職員さんの声も聞いております。そういった中で、現在の特別定額給付金の申請状況を教えてください。

○【箕島政策経営課長】 現在の特別定額給付金の状況でございます。まず、申請いただいた数です。6月11日時点でオンラインからが1,869件、それから郵送のほうは詳細までは捉え切れていませんが、6月11日時点で約2万7,500通、こちらの申請をいただいております。オンライン申請につきましては、さきの一般質問でも申し上げたとおり、ほぼ審査は完了して、給付まで問題なかった方は至っているという状況です。郵送につきましては、これは6月10日終了した時点になります。1万2,160世帯分の審査が完了しておりますので、合計で6月10日時点、終わりの時点では1万3,736世帯、金額にしまして29億9,380万円、こちらの給付決定を完了しております。こちらにつきましては、金融機関のほうで振込手続をさせていただいておりますので、もう何日かしましたらお金は届くというよう

な状況になってございます。以上です。

○【石井伸之委員】 大変丁寧な説明をいただき、ありがとうございます。そういった中で、微に入り細に入りのところで大変恐縮なんですけれども、辞退をするという欄があるかと思えます。実際に辞退という欄にチェックをつけながらも、口座番号の記入であったりとか、運転免許証であったり、クレジットカードの添付等、つまり、もらう意思があるのではないかと思われるにもかかわらず、辞退の欄にチェックがあったという、そういった申請書はあったのでしょうか。

○【箕島政策経営課長】 そういった件ですが、報道等もたくさんあったというところ、あと私ども申請書に辞退される場合は辞退と、それから辞退される方だけチェックしてくださいというような注意書きをつけさせていただきました。審査している段階では、そういった事例は特に見受けられません。以上です。

○【石井伸之委員】 分かりました。そういった事例は見受けられなかったということなので、まだ受付期間中なので、もし仮になんですけれども、辞退の欄にチェックがありながらも口座の記入だったり、免許証だったりカードのコピーの添付等があった場合、これはもしかすると受け取る意思があるのかなという場合には、ぜひとも一度確認をしていただきますように、これはお願い申し上げます。

まだまだ新型コロナウイルス、東京アラートは終わったとはいいながらも、まだ20名を超える新たな感染者が出ていたり等、まだまだこれからいろいろな対応が必要かと思えます。ぜひとも気を抜くことなく、絶対に国立市役所、庁内、また管内ではクラスターを発生させないという、そういった思いで今後とも取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、終わります。

○【遠藤直弘委員長】 報告事項(1)新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況についてを終わります。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。



○【遠藤直弘委員長】 これをもって、総務文教委員会を散会といたします。

午後4時8分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和2年6月12日

総務文教委員長

遠藤直弘